

平成30年10月2日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	11 番	光武学
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	(欠番)	15 番	角田一美
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
8 番	勝屋弘貞		

2. 欠席議員

10 番 松本末治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	森田律子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成30年10月2日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会平成30年9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	1 杉 原 元 博	<p>1. 災害対策について</p> <p>(1) 鹿島市内の被害状況と市民の避難状況について</p> <p>① 避難指示、避難勧告の基準（マニュアル）は</p> <p>② 今回の西日本豪雨災害と同等の災害が発生した場合の対応について</p> <p>③ 今回のような豪雨の際のポンプ場（農業用を含む）の作動について</p> <p>④ 他地域からの援助やボランティアを受け入れる場合のマニュアルについて</p> <p>2. 鹿島市民の健康長寿を考える</p> <p>(1) 鹿島市健康体操が完成し、このほど内容が公開された。市民への周知について、健康長寿を脅かす「がん」「認知症」「糖尿病」の3項目について、以下一問一答する。</p> <p>① 「がん」対策</p> <p>1) 検診受診率の向上対策について</p> <p>2) がん教育について</p> <p>3) サガハイマット（九州国際重粒子線がん治療センター）について</p> <p>② 「認知症」対策</p> <p>1) 認知症サポーター養成講座の開催状況</p> <p>2) 認知症予防のための健康教室の開催について</p> <p>3) 認知症カフェについて</p> <p>③ 「糖尿病」対策</p> <p>1) 糖尿病に対する認識を問う</p> <p>2) 足病について</p> <p>3) 重症化しないための市としての対応は</p>
5	3 樋 口 作 二	<p>1. 地球温暖化と市民生活への影響</p> <p>(1) 今夏の酷暑が市民生活に及ぼした影響について</p> <p>① 人体への被害</p> <p>② 農林水産物への影響</p> <p>③ 社会生活への影響</p> <p>(2) 地球温暖化を防ぐために</p> <p>① 鹿島市の取り組み</p> <p>② 市民として取り組むべきこと</p> <p>2. 地方創生とニューツーリズム</p> <p>(1) 民泊新法により、民泊の規定はどのように変わったのか</p> <p>(2) 鹿島市のニューツーリズムの現状</p> <p>(3) 干潟体験者数の推移と今後の見通し</p> <p>(4) 修学旅行生の民泊受け入れについて</p> <p>3. 地方創生における市民力と行政のかかわり</p>

順番	議員名	質問要旨
6	5 松田 義太	1. 鹿島市の直面している政策課題について (1) 防災・災害対策について ① 7月6日の集中豪雨から見てきた当市の課題について ② 今後取り組むべき雨水対策について ③ 自主防災組織の育成と災害発生時の機能活用と連携について ④ 教育現場における防災教育について (2) 有明海再生について ① 諫早湾干拓問題に係る請求異議訴訟の判決に対する市長の受け止めについて ② 今後、有明海再生事業についての国への要望活動等、市はどのような対策を考えているのか（県、地元漁業関係者との連携など）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。1番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○1番（杉原元博君）

おはようございます。1番議員、杉原元博でございます。

最近は大分涼しくなり、大変過ごしやすくなりましたが、ことしの夏ははまだ経験したことのない猛暑で、熱中症や体調不良を訴えられた方も多かったと思います。

また、昨年の7月九州北部豪雨に引き続き、広島、岡山、愛媛県を中心に西日本豪雨災害が発生をいたしました。さらに8月から9月にかけて、たび重なる台風により日本列島に甚大な被害をもたらしました。特に9月4日に四国や近畿地方を中心に上陸した台風21号は今世紀最大級と言われ、大阪を初め各地で猛威を振るい、大きな爪跡を残しました。そして、9月6日の夜中午前3時ごろに北海道で震度6強から7の地震が発生し、これでもかと言わんばかりに災害の連続でした。さらに、つい先日も台風24号が日本列島各地を襲いました。この一連の災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された地域の方々の一日も早い復旧、復興を願っております。改めて自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、日ごろからの防災意識、行動の大切さを感じ、命の大切さ、とうとさを深く考えさせられました。

今回は市民の命を守るとの観点から、次の2項目について質問をいたします。

1点目は、災害対策についてです。

ここ最近の九州、西日本、近畿地方での災害を見てみると、私たちのまちでもいつこのような大災害が起きてもおかしくない状況であると思います。

先哲の言葉に「よからんは不思議わるからんは一定と思え」とあります。よいことが起こるといふとは不思議である。悪いことが起こるのは一定、つまり確かにそうなると思いなさいということでもあります。ごく当たり前の普通の日常生活が送れていることへの感謝を忘れてはいけないというふうに思っております。

7月の西日本豪雨災害時には、鹿島市内でも大変な豪雨に見舞われました。昨日、片渕議員からも質問がありますので、避難状況について簡潔に答弁をお願いいたします。

次、2点目は、鹿島市民の健康長寿を考えるという観点から質問をさせていただきます。

人生100年時代へ。今後は健康で長生きできる地域社会を目指すための取り組みが求められます。このほど鹿島市の健康体操が完成し、内容が公開されました。ケーブルテレビでも放映がっておりますが、最初に鹿島市健康体操の市民への周知についてお伺いをいたします。

全国的には、ラジオ体操が普及し、学校や地区の体育大会、また、夏休みや企業での朝の体操などに幅広く活用されております。さらに、各自治体でオリジナル体操を取り入れているところも多く、体操が健康によいことは広く知られております。鹿島の歌とともに鹿島市健康体操が市民へ周知されることを願っています。

その後、健康長寿を脅かすがん、認知症、糖尿病の3項目については一問一答で行ってまいります。

以上で最初の総括質問を終わります。答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

避難状況ということでございますので、お答えをしたいと思います。

7月5日から7日にかけて鹿島市でも豪雨ということで、鹿島市役所で221ミリ、中木庭で289ミリという雨を記録しております。初めて避難指示というものも発令をしたわけですが、避難所としては31カ所の避難所を開設し、17カ所の避難所に270名の方が避難をされております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

私のほうからは、健康体操の市民の皆様への周知についてお答えしたいと思います。

この健康体操は、介護予防を手軽に行ってもらうために理学療法士の先生を初め、さまざまな方々に御協力をいただき、ことし8月、DVDが完成いたしました。メロディーは鹿島市民の歌でゆったりとしていて、座っていても立ったままでも、誰もができる体操となっております。また、社会福祉協議会が地域の住民同士の助け合いを深めていくため制作した鹿島まちづくりの歌の体操もほぼ同時期に完成をしております。

これらの体操について、市民の皆様への周知はという御質問ですが、まず、各区の公民館で行っております、ふれあい・いきいきサロンとか会食会等で体操を取り入れてもらうため、希望された民生委員さんには健康体操のDVDをお配りして体操を広めていただいております。

また、市内の介護施設でデイサービスなどを実施している施設を中心にDVDを配布して活用をお願いしているところでございます。

さらに、ロコモ予防教室や老人クラブの出前講座での体操の御披露のほか、10月13日に福祉フェスタがございまして、こちらで披露してもらうために、今、社会福祉協議会を中心に20名を超える方々で練習会を行い、両体操をマスターしていただいております。そのほか、ボランティアグループによる各区の公民館での運動教室などでも活用していただいておりますし、地区公民館、エイブル、生涯学習課、市内病院などにもDVDをお配りしておりますので、活用してもらうようお願いをしているところでございます。

それから、メディアにつきましては、ケーブルテレビが9月から放送開始となりました。さらに鹿島市のホームページでも健康体操の動画を配信しております。また、御希望される方には保険健康課、それから、社会福祉協議会で健康体操、それから、まちづくりの歌のDVDとかCDを無料配布しておりますので、どうぞ御利用ください。

このように、健康体操とか鹿島まちづくりの歌がさらに広がっていきますように、社会福祉協議会とかボランティア団体等とも連携して周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

そしたら、最初に災害対策について一問一答してまいります。

7月初旬の西日本豪雨災害時は鹿島市全域に避難指示が出されました。先ほど答弁にありましたように270名、市民の0.9%にとどまっております。市民の皆さんの中には、避難すべきか、あるいはどうやって避難したらいいのか非常に戸惑っておられた方も少なくなかったかと思っております。自治体が住民に避難を呼びかける情報には、危険度が低い順から、1、避難準備・高齢者等避難開始、2、避難勧告、3、避難指示（緊急）があります。災害対策基本

法に基づき発令をされますが、今回の豪雨では、3番目の避難指示（緊急）でありました。これは直ちに避難するよう指示する情報で、この情報が出たときは、既に災害が発生しているか、その危険が差し迫っているような状況です。命を守る早目の行動が大切だと思いますが、避難指示の基準、マニュアルについて市民の方にわかりやすいよう答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをいたします。

避難情報の基準につきましては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルというものを作成いたしております。マニュアルには、水害、土砂災害、高潮と大きく3つに分けてそれぞれの基準を設けております。その判断基準として、気象情報とかを総合的に勘案して避難情報を発信するようになっております。例えば、水害に対する判断基準につきましては、河川ごとに水位、あるいは気象警報、今後の降雨予測などをもとに避難情報を発信することになっておりますけれども、浸水害におきましては、有明海の干満との密接なかかわりがあるために、基準に達する前に避難情報を発信したり、あるいは基準に達していても経過観察を行う場合もございます。

例えば、具体的に申しますと、洪水、水害の場合で申しますと、鹿島川の組知橋のところの水位で申し上げますと、避難準備・高齢者等避難開始が4.1メートル、避難勧告が5.44メートル、避難指示が5.7メートルと、これは鹿島川の1カ所の水位でございますけれども、そのほかいろいろ勘案をしてそれぞれ発信するというようになっておりまして、具体的に全てを申し上げるとするのも難しいということでお答えをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

昨日、片渕議員より災害対策について種々質問があり、答弁をいただいておりますので、重ならない程度に質問をしていきたいと思っております。

今回の豪雨災害の際、ポンプ場の作動のタイミングについてお聞きをします。

市民の方から、「いつポンプ場が作動するのか問い合わせをしました。ひどい雨の中、何度も外を確認し、不安でたまりませんでした」などと、土地が低い場所にお住まいの方や住居が浸水するおそれのある方々からの不安な声を聞きました。農業用も含めて、ポンプ場の作動について答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

下水道事業計画区域には、市街地の雨水排水を担っている雨水ポンプ場を市内に、西牟田ポンプ場、中牟田ポンプ場、中村ポンプ場、乙丸ポンプ場、横田ポンプ場、南舟津ポンプ場の6施設を管理しています。

市街地の浸水防止が役目でありますので、基本的には水路から雨水があふれる前に水路が一定の水位になると降雨の量にかかわらず排水ポンプは起動いたします。その起動方法は、西牟田ポンプ場、中牟田ポンプ場、中村ポンプ場、乙丸ポンプ場の4つのポンプ場が自動運転で、横田ポンプ場と南舟津ポンプ場は設置年度が古く自動運転の対応ができないため手動運転となっております。横田ポンプ場は、中木庭ダムが完成し、中川の水位が上がらなくなったことにより、排水ゲートの開門操作のみで対応が現在できているところでございます。南舟津ポンプ場につきましては、地元の判断で操作をお願いしているところでございます。ポンプ場が運転を始めますと、南舟津ポンプ場を除きまして、建物の屋外に設置しています赤いパトランプが点灯します。また、環境下水道課の下水道係の職員及び運転オペレーターの携帯のメールへ起動のお知らせが届くようになっております。運転オペレーターにはふぐあいや故障があった場合を想定しまして、そのポンプ場に精通された建設当時の電気設備を請け負われた会社の方や、南舟津ポンプ場につきましては地元の方をお願いしているところでございます。

ポンプ場が自動運転し始めますと、状況に応じてではありますが、運転オペレーターはポンプ場に駆けつけ、下水道課の職員は職場に待機したり、浸水被害箇所など発生していないか確認作業を行っているところでございます。

なお、南舟津地区の排水対策につきましては、今年度中、下水道事業の全体計画を見直しの手続を行いまして、雨水公共下水道事業の認可を受ける予定で進めているところでございます。平成31年度に実施計画を行いまして、平成32年度事業着手を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

農林水産課のほうからは、農業用ポンプ場の作動についてお答えをいたします。

鹿島市内における農業用排水機場は北鹿島地区に組方排水機場、土井丸排水機場、今籠排水機場、そして鹿島地区に重ノ木排水機場、浜地区に浜東部排水機場と浜干拓排水機場、七浦地区に西葉排水機場、七浦排水機場の8カ所がございます。

所有者は鹿島市であり、維持管理を行っており、ポンプ操作につきましては、西葉排水機

場を地元西葉区の揚水機場管理組合に、他の7排水機場を鹿島市土地改良区に委託をしています。

ポンプの運転につきまして、そのタイミングということですが、受益地水田面を超え農作物に被害を生じ、または生じるおそれがあると見込まれるときに、それぞれの受託者で判断して運転をしていただいている現状でございます。

なお、ポンプ運転につきましては、3人から5人で従事していただいております、災害対応時には農林水産課の職員も排水機場に出向いて操作員の方と情報交換しながら対応しているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

詳しく答弁いただき、ありがとうございます。万一、鹿島市で大規模災害が発生をした場合、他の自治体や地域からの援助、ボランティアを受け入れることもあると思います。その際の受け入れのマニュアルが現在あるのかないのか、あるかないかだけ、まずお答えください。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

受援に関するマニュアルということでございますけれども、今現在作成をできておりません。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

7月の西日本豪雨災害で何が一番問題だったか、それは市役所、役場の対応だったと言われています。実際に訓練を受けていない、防災訓練が形骸化している、役人体質そのものだったと、援助、ボランティアを受け入れる際のマニュアルがなかったことが最大の問題であったということです。大阪などからのボランティアの方々が、あの炎天下で何時間も待たされ、熱中症になられた方もおられたそうであります。鹿島市においては絶対にそんなことがあってはならないと思います。

災害はいつ発生しても不思議ではありませんし、他の自治体や地域のボランティアの方々から援助を受け入れることが今後あるかもしれません。いざという時のために、災害時の援助受け入れのマニュアルの作成をしておくべきだと思います。担当部長に答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

有森総務部長。

○総務部長（有森弘茂君）

いざというときのために災害時の援助受け入れのマニュアル作成についてという御質問についてお答えをいたします。

基本的に、さまざまなボランティアに関する活動の拠点として、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置しており、災害ボランティアに関しても災害ボランティア現地救援本部を設置し、受け入れ等のための体制を整備することとなっております。

また、災害の規模が甚大で本部の運営等に不足が生じるような場合、全国の社会福祉協議会に対し応援の要請を行うこととなります。

また、日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備していただくこととなっております。

社会福祉協議会の災害ボランティア現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握、被災者ニーズの調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行います。その中で、市としての役割は、現地本部等関係機関と連携協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等、被災地におけるニーズ調査を把握しボランティア活動支援機関に対し情報を提供します。また、必要に応じてボランティア活動、またはその支援活動の拠点となる施設の提供に努めることとなっております。

先ほど総務課長のほうから、現在市としての計画はまだできていないという御答弁を申し上げましたが、今後、大規模な災害の発生に備えて、国が示しております災害時受援体制に関するガイドラインを参考に、県や社会福祉協議会等関係機関と協議し、体制整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ぜひよろしくお願ひいたします。

災害対策については以上で終わりたいと思います。

2 番目の項目であります鹿島市民の健康長寿について、一問一答してまいりたいと思います。

先ほど答弁にありましたように、鹿島市の健康体操が完成をしました。理学療法士等の専門の方の協力を得て、健康によい、すばらしい体操に仕上がっていると思います。市民運動会や各地区の行事などでも大いに実施して、市民の健康につなげていただきたいと思います。誰もが健康で長寿を全うしたいと思っています。

次に、健康長寿を脅かす3項目について質問してまいります。

最初に、がん対策について質問をします。

がんは、早期発見、治療により今では治せる病気へと変わりつつあります。そのためには、定期検診が重要です。今年度より健康チャレンジ事業がスタートし、市民の健康に対する意識向上を図る取り組みも見られますが、がん検診の受診率アップは非常に重要だと思います。強力に受診率向上を図っていただきたいと思いますが、そのための対策についてお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

それでは、がんの検診受診率の向上対策につきましてお答えしたいと思います。

御質問のがんについては、医学の進歩によりまして早期発見、早期治療がその後の治療に大きく関係し、そのために、がん検診の受診率向上が大変重要であると認識をしております。これまでも受診率向上につきましては、がんセット検診の実施を初め、乳がんや大腸がんの特定年齢や未受診者への無料クーポンの配布、それから、働く世代のための日曜検診、夜間検診の実施、子宮がん、乳がん検診時のスタッフを全て女性で実施するレディースデーなどを実施してきて、少しずつではありますが、一定の成果が出てきているのではないかと思います。

今後は、これまでの取り組みを継続していくことに加えて、検診の受診機会をふやすために、保健センターで実施する集団検診だけではなくて、病院での個別検診を拡充していきたいと考えております。これは県内の病院でも受診できるように、県の医師会と連携して、県全体として取り組んでおりますので、その周知をさらに広めていきたいと思っております。

それから、検診の必要があると思われる方については、勧奨を行うことや検診申し込みをしているのに受診されていない方に対しては、文書や電話で再勧奨を行うコール・リコールなどについてもさらに強化をしていきたいと考えております。

さらには、がんに対する知識や治療法について正しく理解していただくために、市報を初め、ホームページ、それからケーブルテレビ、出前講座などで啓発を行うことにより、市民の皆様の意識も高めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

がん検診は、国が推奨しています胃がん、大腸がん、肺がん、さらに女性特有の乳がん、子宮がん検診などに限られています。膵臓がんや食道がんなど国が推奨していない部位の検

診も必要だと思います。特に膵臓がんは臓器の奥で、見つかったときは進行が激しかったり、完治が難しく、亡くなるケースも多いようです。実際私も膵臓がんで亡くなった人を何人も知っています。国が推奨していないがん検診も必要ではないかと思いますが、担当の市民部長、答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

有森市民部長。

○市民部長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

まず、がん検診には対策型検診と任意型検診の2通りがございます。まず1つ目の対策型検診につきましては、科学的な方法によって、がんの死亡率の減少が確認され、がん検診として効果があると評価された検診が厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に定められております。その検診は、先ほど議員おっしゃられたように、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の5つでございます。それ以外のがん検診につきましては、そのがんによる死亡率が減少するということが科学的に証明されておらず効果が不明であるといえます。こうしたがん検診については、今後さらなる研究によって効果があると判明した場合には受診に加えられることとなると考えております。

鹿島市では、国の指針に基づいた5つのがんの検診を行っておりますが、指針に基づかない検診といたしまして、前立腺がん検診とピロリ菌検査を実施しております。前立腺がんは男性の罹患率が第4位となっていること、採血で検査ができること、検査する機関があることから実施をいたしております。また、ピロリ菌検査は、ピロリ菌が胃の粘膜に感染すると炎症が起こり、長く続くことで慢性胃炎や胃がんを引き起こすということで平成28年度より実施いたしております。

一方、膵臓がんにつきましては、がんが発生しても症状が出にくく、早期の発見は簡単ではないと聞いております。検査には、腹部エコー、CT検査、腫瘍マーカーなどが挙げられますが、それだけの検査を集団で実施するには難しく、委託をできる検査機関もないのが現状でございます。そういったことから、現在は対策型検診としては実施しておりません。そこで、2つ目の任意型検診となりますが、人間ドック等での自己負担による任意での検査において腹部エコーやCT検査などを受診していただければと思っております。

市といたしましても、検査が受けやすいように、国保の方には人間ドックの費用を一部助成する制度を行っております。これは30歳から74歳までの方につきまして1人当たり20千円を助成するという制度でございます。会社にお勤めの方につきましても、ぜひ職場で人間ドック等を受診していただきたいと思っております。市としても、がん予防に努めていただけるようサポートしていきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

さまざまながん検診の中で、膵臓がんなどの検診が非常にハードルが高い、難しい面、課題も多いというふうなことでありました。

ただ、重症化した場合の医療費等、また本人の苦しみ等も考えますと、やはり検査の段階で多少費用がかかっても、そこで食いとめるような施策をぜひ今後前向きに検討していただいて、市民の方が検診を受けたいということであれば、検診が可能なように今後持つていただければというふうに思っております。

次に、受診率の向上、各種検診の充実とともに、がんや生活習慣病と向き合うことの重要性も感じます。

改正がん対策基本法では、学校や社会でのがん教育の推進が明記され、第3期がん対策推進基本計画では、国は外部講師の活用体制を整備することがうたわれております。がんの専門医、がん経験者が学校に出向き、子供たちに出前講座を行う取り組みが各地で広がっております。学校現場でのがん教育についてお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

私のほうからは、学校現場におけるがん教育についてお答えいたします。

がんに対する教育については、小・中学校では、保健体育の中で喫煙等に関する疾病の例として肺がんを取り上げていることはありますけれども、がん教育といった特別な授業としては行っていないところでございます。

また、防煙教育につきましては、小学校6年生と中学校1年生を対象に、学校医、学校薬剤師等によりまして講演を行いまして、たばこの害や悪影響について勉強する機会を設けているところでございます。

また、2021年度から実施される新中学校学習指導要領におきましては、保健体育の保健分野の指導内容の中で、がんについても取り扱うものとされておるところでございます。具体的には、各分野の目標及び内容の「生活習慣病などの予防」という項目の中で、「がんの予防」と明記されておきまして、「がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする」とされております。「また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする。なお、生活習慣病の予防とがんの予防内容を関連させて、健康診断やがん検診など早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の回復についても触れるように配慮するものとする」とされております。

さらに、「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」という項目におきましては、「喫煙と健康」に

において、「常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など様々な病気を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする」とされているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

9月3日にサガハイマツト、九州国際重粒子線がん治療センターを視察してまいりました。国内4カ所目、九州では初となる重粒子線がん治療センターです。新鳥栖駅の目の前で、交通アクセスにも大変優れております。

〔映像モニターにより質問〕

これがそのときの視察映像になります。この装置エリアと言われるものですが、建物のおよそ半分を占めるのがシンクロトロンと呼ばれる直径20メートルの円形加速器を中心とする装置のエリアです。重粒子線のもとになる炭素イオンは、イオン源と呼ばれる装置でメタンガスからつくり出します。この炭素イオンをまず線型加速器で光の速さの約9%まで加速、さらにシンクロトロンで光の速さの約70%まで加速し、治療に必要なエネルギーまで高めて治療室へと送り、患者さんのがん病巣へと照射します。

この装置エリア内でいろんな説明を受けてまいりました。こちらは治療エリアになりますが、治療ホール、これは治療室の入り口で、治療室がA、B、Cと3室あります。こちらのほうは治療室C、次世代型のスキャニング照射装置がついております。

この重粒子線がん治療は、高齢者や体力のない方などにも優しい治療で、切らずに治療する、通院で治療する、治療期間が短い、副作用が少ないなどの特徴があります。仕事や家庭生活への影響を最小限に抑えながら治療ができます。治療後もそのまま仕事に向かわれるというようなケースもあるそうです。がんだけを集中的に狙い撃ちすることができ、体の深いところにある、例えば膵臓がんなどにも大変に治療効果が期待できます。県内にこのようなすばらしい重粒子線がん治療センターができていますし、対象となる患者さんの利用がふえ、がん治療がうまくいくように期待をするものです。

これまで、2018年8月24日現在で2,878名もの治療患者数ということでありました。利用者が今後ふえる可能性があり、重粒子線がん治療の保険適用について質問をいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

重粒子線がん治療につきましては、一つの部位にとどまっている固形のがんが治療対象となっており、胃や大腸のように不規則に動く臓器のがんは対象外となっております。しかし、重粒子線がん治療は通院で治せる、副作用が少ないなど非常に有効な治療法であり、治療を受ける方が増加をしてきたということで、平成28年4月から骨軟部が——骨軟部というのは骨にできる腫瘍などですね——が公的の保険適用となりました。また、平成30年4月からは頭頸部——これは首から上で脳より下の部分にできる腫瘍ですね——とか、あと前立腺治療について公的保険適用が広がり、さらに身近な治療となりました。よって、自己負担分につきましては、高額療養費制度が利用可能となります。そのほかの部分、先ほどあった膵臓がんとか肺がんとか肝臓がんにつきましては、先進医療部分、民間保険の対象となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

わかりました。昨日から大変ニュースで言っておりますが、今回、ノーベル医学生理学賞を受賞された本庶さん、免疫でがんを治すという第四の道を開かれました。

今回、ここではそれには触れませんが、基本的のがん治療では、手術（外科治療）、それから2番目に薬物療法（抗がん剤治療）、そして3番目に放射線治療が三大治療と言われております。

放射線治療の中の重粒子線がん治療が適切に選択をされているか質問をいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

医師がどの方法で適切な治療方法を定めるかということですが、がんの広がりや体の状態、これまでの検査、治療内容などから、どの治療法がいいのか、また、放射線治療を行うかどうか、行う場合の方法、それから治療目的、副作用、あわせて行う治療などについても検討されていきます。放射線治療の中でも重粒子線がん治療は、先ほどからあっておりますように副作用が少なく、通院で治療ができる非常に有効な治療法になりますが、治療の適用範囲が決まっており、例えば大腸や胃とか不規則に動く臓器や白血病のような血液のがん、それから、広範囲に転移をしておりますがんにつきましては治療の対象になっておりません。また、がんの進行ぐあい、ステージによっても重粒子線がん治療を選択しない場合もあるということです。治療方針が決まれば、医師が患者さんへ治療の方法、治療期間、期待される効果、予想される副作用などについて説明を行うこととなりますので、最終的には

患者さんの御意思、または御家族の御意思で決めていただくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

がんの種類やできる部位によって、さまざまな治療の方法があるということでありまして。今後、がんの治療の選択がますます広がっていくことを期待しております。

次に、認知症対策に関連し質問をさせていただきます。

厚生労働省は、2019年度から認知症の人と地域で支援に取り組む認知症サポーターをマッチングするオレンジリンク事業を始める方針を固めました。サポーターによる支援活動を強化することで、認知症の人が変わらず日常生活を送ったり社会参加できるようにするものです。オレンジリンク事業は、都道府県が手がけ、厚生労働省が経費を助成する。市町村などに委託して実施することも認める方向で調整するとしています。

まず最初に、認知症サポーター養成講座のここ数年の開催状況についてお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

認知症サポーター養成講座の開催状況でございます。

認知症サポーター養成講座とは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその御家族に対してできる範囲で手助けをするサポーターを養成する講座でございます。こちらは平成19年度より実施をしております。サポーター数は今までの受講者となっておりますが、市内で3,090人となっております。

近年の開催状況でございますが、平成29年度は病院の職員や一般市民、これは各区の公民館で講座を行っております。そういったところで、年間8回実施をしております、参加人数が208人となっております。

それから今年度は、平成30年度は単位老人クラブ3カ所で実施をしております、ほか病院に対しても養成講座を行っております。現在まで4回実施をしております、参加人数は85人でございます。

それから、10月7日には浜小学校の生徒とその保護者に対しまして認知症サポーター養成講座を実施予定しております。これからも継続性を持って実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

私も3年ほど前に認知症サポーター養成講座を受講し、サポーターになりました。認知症の方を地域で支える取り組みがますます重要になってくると同時に、行政が主導して認知症予防のための健康教室などの開催も必要だと思います。この健康教室の開催状況についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

認知症予防のための健康教室ということでございますが、まず音楽サロンと高齢者出前講座、それからロコモ予防教室等を行っております。

まず、音楽サロンについてですが、こちらは各区の公民館や老人クラブの出前講座などで音楽サロンを実施しております。音楽サロンは、脳の活性化、口腔機能、嚥下機能、心肺機能、運動機能の向上など多くの効果が期待できる音楽を取り入れた教室を平成26年度から実施しております。こちらはフカノ楽器店に委託をしております。講師を派遣しております。内容は、ピアノの伴奏つきで歌ってもらうという内容でございます。平成29年度は、16回、延べ347人が参加をされております。それから、10回コース、延べ207人が参加をされております。それから、今年度ですが、出前講座が10回、延べ256人の参加です。

次に、高齢者出前講座でございますが、こちらは料理、健康、熱中症、それから食中毒、口腔、運動、健康体操などを実施しております。今年度は8回開催をしております。171人の参加でございます。

次に、ロコモ予防教室でございますが、こちらはロコモティブシンドローム、運動器症候群ということで、そちらを予防するために手軽に楽しく取り組める音楽に合わせた運動を平成25年度から実施をしております。こちらは能古見、北鹿島、浜、七浦、古枝の各地区の体育館で実施をしております。各場所3カ月単位で週1回のペースで実施をしております。NPOのスポーツフォアオールというところに委託をしております。平成29年度は57回実施をしております。延べ3,749人が参加、それから今年度は4月から6月が12回、こちらが1,117人参加、7月から9月が10回しております。880人の参加となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

さまざまな健康教室等の開催状況について答弁をいただきました。たくさんの方がこう

いった健康教室に通っていかれるようお願いしたいと思います。

また、認知症の人、それから家族、地域の住民が介護や老いの問題を気軽に語り合える場所として厚生労働省が全部の市町村に配置を目指す認知症カフェというのがあります。栃木県佐野市の楽風（らふ）カフェは、本年7月で開設から丸2年を迎えるそうであります。利用者は延べ4,300人を突破したそうです。週1回開催をされています。認知症の人が住みなれた地域で自分らしく暮らしていける環境づくりが大変重要だと思います。この認知症カフェの取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

認知症カフェ、オレンジカフェの取り組み状況でございます。

認知症本人や、その御家族の方が認知症について学んだり、参加者同士が交流して情報交換できる場を設け相談に応じたりすることで、認知症本人や御家族がほっとできる場を提供することが目的でございます。こちらは今年度、平成30年の4月から、以前から実施をしておりました介護者の集いと認知症カフェを一緒にしてオレンジカフェとして4月12日から開催をし始めたところでございます。

実施につきましては、西九州大学に委託をしております、場所がエイブルの和室で実施をしております。内容といたしましては、情報交換が進むようにゲームとか小物づくりですね、そういったものを通してお話をさせていただいております。参加者は民生委員、介護者、事業所、一般参加などがございます。実績でございますが、30年9月までで3回実施しております、延べ31人の参加でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

認知症は誰もがなり得る可能性のある病気であります。地域で支え合っていくということももちろん大変重要なことであると思っておりますし、しっかり行政のサポートも必要になってくるかと思っております。

続いて、3番目の糖尿病対策について質問をまいります。

生活習慣病として、合併症を招く糖尿病は非常に怖い病気です。日本人の10人に1人はいるとされ、自覚症状のない方も多いようです。保険健康課として糖尿病をどのように捉えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

糖尿病に対する認識でございますが、糖尿病予防につきましては、医療費の適正化を図る上でも重要な取り組みでございます。佐賀県では人工透析になる人の伸び率が全国でもワーストでございました。県としても糖尿病の予防には特に力を入れているということでございます。

鹿島市といたしましても、県全体の取り組みの中で取り組んでおりまして、糖尿病対策としてストップ糖尿病対策事業を県全体として実施がされております。糖尿病予防は生活習慣病で予防ができるため、鹿島市としても市民の健康のため、医療費適正化のため、これからも力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

糖尿病が重症化するケースというのはさまざまありますが、足病について触れてまいりたいと思います。

血糖値が高いと言われ、糖尿病と診断された場合、最初に血糖値が上昇しない薬を服用します。薬を服用している人は、インスリン注射を打たないように薬の段階でとめるということが重要であります。既にインスリン注射を打っている人は腎臓などの病気、透析にならないようにその段階でとめる、重症化しないことが非常に重要になります。糖尿病が進行して重症化した場合、細い血管に症状が見られるようになります。目の場合ですと、目の中の網膜という組織が障害を受け、視力が低下をします。失明に至ることもあります。糖尿病網膜症といって失明原因の第1位になっております。

次に、肝臓に支障を来すと血管がかたくなり、血液のろ過がうまくできなくなっていきます。重症化すると人工透析が必要になる場合があります。

そして3つ目に、糖尿病神経障害です。神経細胞に血液が届かなくなり、全身の神経に障害が起こってきます。発汗異常や立ちくらみ、便通異常、ちょっとした傷や水虫により足が腐り、年間2万本もの足が切断されている状況です。足病の早期発見のため、糖尿病や人工透析をされている方を対象に、足の状態を見る検査が必要な場合があると思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

糖尿病の方や人工透析をされている方を対象に、足の状態を見る検査の必要性についての御質問です。

病院にかかったときは、もちろん足の検査が当然行われるものと考えておりますが、足のチェックはやはり毎日検査——検査というか、自分で見てさわってチェックすることが大切であります。これを放置すればするほど危険度が高まるということでございます。

糖尿病患者とかかりつけ医との情報交換を支援するツールとして、佐賀県と県の医師会等が連携して作成をいたしております佐賀県糖尿病連携手帳というのがございますけれども、そこにも足の見た目とか、足の感覚、爪の状態などを毎日チェックするようにとフットケアの重要性が記載されておるところでございます。

やっぱり重症化してしまうと非常にやっかいな状態になる。例えば、靴ずれをしても余り気づかないとか、そういった状況になりまして重症化していくということがありますので、やはり毎日チェックすることが重要となっております。

このフットケアのポイントといたしましては、まず清潔にしておくこと、それから保湿クリームでひび割れの予防をすること、いつでも靴下を履く習慣をつけること、それから深爪をしないなどと、とにかく大事なことは、毎日足のチェックを自分で行うことが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

「「足病」の教科書」というのが、こういった本があります。

〔映像モニターにより質問〕

著者は北海道大学名誉教授で足病学会理事長の大浦武彦氏と、医学博士で公明党の秋野公造参議院議員の2人の著書です。

足病は、2016年から国の支援を受けて具体的に医療体制の仕組みが動き出した新しい医療の領域です。糖尿病と透析の患者さんは足病の可能性を持っています。足病の治療は一刻を争う。こちらは糖尿病の62歳の男性の方の例ですが、これをちょっと1つずつ見ていきたいと思えます。

この方、初診のときにこのような状態で病院に来られました。例えば、皮膚科や整形外科を訪ねたとします。その際に、簡単に診察した医師から「しばらく様子を見てみましょう」と言われるとします。そういうことも大いにあり得るそうです。すると「次はいつ来ましょうか」、「では、1カ月後に来てください」というふうになりますが、その1カ月を過ぎたところにはもう手おくれになってしまっています。こちらが初診から18日目の状況です。壊死

がかなり進行をしています。この時点で、この患者さんは入院をされます。それから3日後の21日目、壊死が半分近くまで進行をしております。この時点で血流を改善するために循環器内科に転院をされます。それから41日目、結局はこのようにひどいことになってしまいます。この状態になったら足を切断するしかありません。医療の管理のもとにあるにもかかわらず、治療が間に合わなかったというケースです。

糖尿病の透析等の患者さんが大腿切断に至ると、約半数の方が大腿切断後1年以内にお亡くなりになっているという非常に衝撃的な事実があります。大腿切断の5年生存率になると約15%に低下をしております。例えば、大腸がんの進行したステージ3の5年生存率が約77%ですので、大腿切断後の生存率がいかに低いかがわかります。

一般的に世間では、「大腸がんです」と医師に宣告されると非常に驚かれると思います。しかし、「足の血流不全による重症下肢虚血です」と医師から言われても、「うん」と首をかshげて、すぐにはその大変さが理解できないのではないのでしょうか。

このように、壊死した組織を取り除く措置であるデブリードマンを血流が改善する前に積極的に行うと壊死が進行します。重症下肢虚血においては、血流を評価してからデブリードマンを行う必要があります。

平成28年1月16日に透析患者と足病の関係の講演会が佐賀県で開催されました。「足病」の教科書の著者の大浦教授、秋野参議院議員、腎臓病協議会の方々が写っておられます。佐賀県の腎臓病協議会は、全国でもトップレベルだと伺っております。

糖尿病は決して甘く見てはいけないとの思いから、大変ショッキングな映像でしたが、お見せをいたしました。糖尿病が重症化しないための対策について、最後にお伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

先ほどは大変ショッキングな映像でしたが、糖尿病の治療は食事療法、それから運動療法を中心とした生活習慣の改善に薬物療法を組み合わせまして治療がされております。よく糖尿病は、治すのではなくてコントロールする病気だと言われております。専門医の指導のもと、血糖をコントロールできれば重症化を防ぐことができるということでございます。

重症化予防の取り組み内容ですが、まず、県や県医師会、薬剤師会などとも連携をしまして、県全体として取り組んでおります。

まず1次予防、発症予防ですけれども、健康食、それから運動を各市町で啓発活動ですね、それを行ってっております。それから、特定検診、特定保健指導の受診率向上。

次に、2次予防といたしまして、こちらが重症化予防になるんですけれども、かかりつけ医と糖尿病予防患者との佐賀県糖尿病連携手帳の普及ということで、こういった手帳がつく

られておりますので、（現物を示す）こちらは患者とかかりつけ医との連絡ノートということで、これまでの治療歴とか検査の数値を記録できるものとなっております。また、食事とか運動とか、日常生活の注意点なども記入して、かかりつけ医との治療に関するコミュニケーションを図るツールだということでございます。こちらの連携手帳をさらに普及させていこうということでございます。

それから、3次予防といたしまして、こちらは専門的な医学的なものになってきますけれども、合併症による臓器の障害予防、それから人工透析予防となります。

その中で、鹿島市が今後取り組んでいきますものは、特定検診の受診率向上を図ることでございます。それから、未受診者、治療中断者への働きかけ、それからかかりつけ医と専門医の連携を進めること、それから先ほどありました佐賀県糖尿病連携手帳の活用を進めるということでありまして、鹿島市としても県全体の枠組みの中で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

病気には、それ以外にもさまざまあります。心臓病や脳出血などいろんな病気でお亡くなりになったりとか寝込んだりとかというケースもあると思いますが、これからは本当に長寿社会を生き抜いていくために、私たちはやっぱり健康で長生きをしたい、健康で人生を全うしたいという思いが皆さんそれぞれあると思います。その意味から、1つは、がんについてしっかり取り組んでいくということ。それと2点目に、認知症、これも本人を支え、地域、また行政で支えていくということ。そして3点目に、合併症が引き起こす恐ろしい病気である糖尿病対策を行うこと。この3つの対策に真正面から取り組んでいくということが、これからの高齢社会、また健康長寿社会において大変に重要なことだと考えております。

まだまだいろんなハードル等があると思いますが、まずは私たち自分自身での健康管理をしながら、そして、地域で、また行政がしっかりとサポートをして皆さんが本当に健康で長生きできるような、そういった地域をつくっていただけるように願っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。3番議員、樋口作二でございます。

複数の議員の方も指摘されておりますとおり、本年は非常に災害の多い年で、台風21号、24号とも非常に強い勢力のまま日本列島に上陸するという極めて異常気象の年になりました。さらに、台風25号の接近も予想されておまして、鹿島市にとって影響の強いコースをたどるのではないかと心配されるところでもあります。台風だけではなく、ことしの夏は特に厳しい酷暑で、しかも長く続き、市民の皆様の生活にも大きな影響を与えたと思います。

ことしのこの酷暑の原因が地球温暖化の影響なのかどうか、研究者の意見はさまざまあるかもしれませんが、私たち市民の一般的な感覚として、やはり地球は温暖化していると実感された方も多いのではないのでしょうか。

地球温暖化の危険性については早くから指摘をされ、国際的な取り組みも実行されておりましたが、我が国においても京都議定書が交わされた1990年からはばらくは地球環境への関心も高まっていたように思いますが、今度2016年のパリ協定を新しく締結されましたけれども、その発効よりも締結がおくれたことが物語るように、日本の取り組む姿勢も高まりが何となく感じられません。また、マスコミ等も地球環境の記事についての報道が少なくなり、大国アメリカ合衆国はパリ協定を離脱するというのもあって、世界全体の意識がなえているところに温暖化が何か牙をむいたような気がしてなりません。

地球温暖化の影響については、自然環境への影響として気温や海水温の上昇、巨大台風の出現、海面上昇、気候や生態系の変化などが指摘され、それに伴い、社会生活へも大きな影響が出ると言われております。

しかし、私たちが住む鹿島市はまだ極端な影響が出ないことから、暑くなりつつあると感じながらも、自分の感覚のせいなのかなと思っていましたが、気象庁のデータを調べてみると、温暖化や異常気象がはっきり読み取れました。

これは佐賀県のデータを調べたのですが、まず、平均気温がこの100年間で1.62度上昇しています。それに伴いまして、一日の最高気温や一日の最低気温の平均も上昇し、また、真夏日や猛暑日の日数も増加しています。異常高温と呼ばれる過去に余り例がない高温の日も増加し、熱帯夜と呼ばれる最低気温が25度以上の日も増加して寝苦しい夜が続いたのではないのでしょうか。

また、降水量については大きな変化はありませんが、短時間豪雨、それから、通称ゲリラ豪雨ですね、短時間の強雨、通称ゲリラ豪雨という強い雨が降る件数がふえています。このように、温暖化は気象データからもはっきりとうかがえ、市民生活にも大きな影響を与えていることがわかります。

また、現代の生活をそのまま続けていけば、今後ますますこの傾向は強まり、農産物の不作など、その影響はますます大きくなっていくことが予想されます。

そこで、鹿島市としても、また、私たち鹿島市民としても本気になって地球温暖化を防ぐ、あるいは低減する何らかの行動をとることを再確認する必要があると思います、通告に従い、以下のことを質問いたします。

まず、ことしの夏の酷暑における人体への被害をどう考えておられるのか。

そして次に、農産物その他の産業、あるいは各種行事など社会生活への影響はどうであったのか、お尋ねします。

そして、地球温暖化についての鹿島市の取り組みや、あるいは市民への呼びかけにどのような対応をとっておられるのかもあわせて質問いたします。

次に、大きな2点目として地方創生についてお尋ねします。

地方創生につきましては、鹿島市でもさまざまな取り組みを行い、交流人口も増加し、活性化しておりますが、課題は宿泊施設だということは誰もが承知しているところであります。

そこで、ホテル等の誘致も考えなければならないところですが、まずは資本投資が要らない民泊を考えてみたらいかがでしょうか。鹿島市には酒蔵ツーリズムや干潟体験などで多数の観光客が訪れます。特に干潟体験には修学旅行生が年間1万人以上訪れ、鹿島市の自然を楽しみます。しかし、地元との交流はほとんどなく、心に残る思い出とはならないのではないかと思います。修学旅行生が成長され、ぜひ再度訪れてみたいと思うような鹿島市であればと思います。

民泊は決して派手なおもてなしを行うことではなく、ふだんの市民の暮らしを味わわせることが大切と言われておりますので、肩を張らない取り組みだと思えます。昨日の福井議員の話にもありましたけれども、七浦地区の山間部のミカン畑に囲まれた民宿みんなの家には、このところ年間100人ほどの宿泊客が田舎暮らしを楽しまれているとのこと、ぜひ修学旅行生にも鹿島の自然と人情を味わってもらいたいと思い、以下のことを質問いたします。

まず、本年6月に施行された民泊新法により、民泊の規定がどのように変わったのか、それにより、どのようにすれば民泊が可能になるのか、お尋ねします。

また、干潟体験者数の今後の見通しや体験に訪れる修学旅行生の民泊受け入れの可能性や、どのように取り組めば民泊が可能なのかについてもお尋ねします。

3つ目に、今述べました地球温暖化にしても、地方創生にしても、市当局がどのようにかわっていかうとされているのか、お尋ねします。

鹿島は市民力があるとはよく聞きますが、市民の発想や行動を待つだけでは、あるいは促すだけでは事が進まない場合もあると思います。市民が気づかない、あるいは法律の流れから今何をすべきかとか、他の市町のすぐれた取り組みを導入する場合などには行政の積極的なかわりが有効かとも思います。民間委託とか指定管理制度とか、行政においては市民の

力を生かそうという方向にはあると思いますが、地方創生などの分野では行政のリーダーシップが有効であるケースもあると思いますので、市当局の考えをお尋ねいたします。

詳細につきましては、一問一答式での討議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

私のほうからは、ことしの酷暑による人体への被害といたしまして、熱中症の疑いのある方の病院への搬送件数をお答えしたいと思います。

まず、佐賀県内の熱中症の疑いのある方の搬送件数でございますが、こちらが5月14日から9月21日までのデータとなっております。878名でございます。うち死亡者が2名ということでございます。

次に、杵藤地区管内の搬送件数ですが、こちらが5月14日から9月14日までのデータでございます。126名でございます。死亡者が2名でございます。

最後に、鹿島市内の搬送件数ですが、こちらと同じく5月14日から9月14日のデータで20名でございます。死亡者が1名ということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

農林水産課のほうから、農産物への影響ということでお答えをいたします。

今夏、猛暑日が、最高気温が35度以上を言うそうですけれども、7、8月で、月のうち20日前後ありまして、相当暑かったということでございます。

まず、農産のほうですけれども、水稲、ことしは約828ヘクタールの作付で、九州北部の梅雨明けが7月9日ということで早く、高温多照で稲に適しており、ことしはウンカの被害も少なく、作況指数104の、やや良と見込まれているところでございます。品質に問題はなく、特に夢しずくやさがびよりは昨年を引き続き特Aの評価を期待しているところでございます。

次に、大豆でございます。品種はフクユタカでございますけれども、ことしは約258ヘクタールの作付で、7月の播種以降、梅雨明けが早く、雨が降らず、その後の異常高温、乾燥により一部発芽の不良となったところもございますが、一昨年、昨年と収量が豊富でございました。しかし、ことしはどうなるかというところですね。しかし、粒が中粒であるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、園芸の部分でございますけれども、温州ミカン、これは日焼けや小玉傾向で、乾燥後の雨による効果が一部ある一方で、糖度が増し、ミカン農家の方で近年最高のできと

言われる方もおられます。価格に転嫁できればとも期待をしているところでございます。

次に、ブドウでございます。高温による着色不良もございましたが、巨峰やシャインマスカット等の生育がよく、順調な販売となっております。病虫害の発生が少なかったと聞いております。

次に、イチゴです。猛暑の影響もあり、苗の生育が停滞した分もありましたが、今年産についてはウドンコ病やハダニの発生が多く、萎黄病の発生も一部で見られたため、防除を徹底してあります。

なお、さがほのかの後継で濃い赤色でジューシーな甘み、そして、多収量と期待が寄せられている佐賀i9号の定植も進んでいるところでございます。順調なところです。

アスパラガスにつきましては、酷暑により収量が減っているということで、樹勢維持を基本に来年産に向けた管理を実施されております。

施設関係で総じてハウスミカン、施設キュウリ、アスパラガスもそうですけれども、施設トマトなどに共通して言えることは、やはりハウス内での高温の作業がきつかったと、大変だったということで聞き及んでいるところでございます。

最後に、畜産でございます。肥育牛に関しまして、高温に弱いということで言われておりますけれども、夏場の飼養管理研修など情報を得ながら対策をとられておりまして、暑熱対策、要するに日よけとか扇風機だとか、そういった細霧装置の設置など対策をされております。問題がないということで聞いております。

また、酪農ですけれども、乳の出がよくなかったという話は聞いておりません。逆に昨年と比べまして生乳生産量を比較して微増であったと、若干ふえていたということでございます。それぞれの酪農家で暑さ対策が行き届いております。先ほど申し上げました内容でございますけれども、そういったことで対策は進んでおりまして、影響はなかったということで聞き及んでおります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

私のほうからは、社会生活への影響ということで御答弁申し上げます。主に教育委員会の所管分について申し上げます。

学校教育の関係でありますと、まず、取りやめたものがプール開放の一定期間の取りやめ、あとは短縮したものとして、先ほどのプール開放の時間短縮がっております。あと変更したものといたしましては、小学校による宿泊訓練を開始しておりますけれども、これを一部の学校が7月末から10月へ変更いたしております。その中でも宿泊訓練の内容の変更を行っているものもございまして、登山の中止でありますとか、ルートの変更などを行っている

ころでございます。

また、その他につきましては、小学校におきまして、昼休み時間における外遊びの自粛、運動会練習の室内での実施、終業式を体育館ではなく放送で行いまして、教室で行ったという事例もあります。

あと、社会体育のほうに関しましては、子供会の球技大会につきまして、市の子供クラブ球技大会、7月29日予定でしたけれども、これを中止いたしております。また、地区の明倫校区の子供クラブ球技大会が7月23日予定を中止いたしております。

公民館関係でいきますと、鹿島公民館におきまして、夏休み体験学習を8月18日予定でありましたけれども、これも中止。七浦公民館におきましては、七浦小学校同窓会のグラウンドゴルフ大会、これは8月5日開催でありましたけれども、これも中止いたしているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

私のほうからは、地球温暖化を防ぐために、鹿島市の取り組みについてお答えしたいと思います。

国は、平成25年5月に環境基本計画と地球温暖化対策計画を策定しまして、目指すべき持続可能な社会の姿としまして、循環型社会、低炭素社会、自然共生型社会の構築を目指しています。また、地球温暖化に関する取り組みの目標を2013年比で、2030年には26%、2050年までに温暖化の原因と言われている温室効果ガスの80%の排出削減を目標とされています。

佐賀県においても、ことし5月に第3期の佐賀県地球温暖化対策計画を策定されまして、2030年における温室効果ガス総排出量を、国の目標に1%上乗せしまして27%削減目標を示されております。

鹿島市でも平成13年度より、市民の皆さんとともに地球温暖化問題を身近な問題として取り組んでいくために、鹿島市環境基本計画及び鹿島市地球温暖化対策実行計画を策定しまして、第2次の計画では基本理念の3つの柱を立てて取り組んできたところでございます。

その柱の1つが、恵み豊かな自然環境の継承といたしまして、私たちが健康で安全かつ快適に生きる基盤である良好な環境は、生態系の微妙なバランスや生物多様性の豊かさで成り立っており、その恵みは将来への預かり物と言え、現代の世代と将来世代が共有すべきもので、現在の環境を次世代に継承するために、保全及び創造に取り組んでいるところでございます。

また、2つ目の環境負荷が少なく持続可能な社会への構築としまして、これからは環境負荷につながる資源、エネルギー消費の少ない持続可能な社会でなければなりません。大量生

産、大量廃棄型の社会から脱却し、省資源、省エネルギー対策を一層強化していく必要があるということで取り組んでいるところでございます。

3つ目の地球規模で考え、地球から行動の実践として、地球温暖化、酸性雨、光化学オキシダント、PM2.5などの環境問題が一層深刻化していますので、これらは国内だけに起因するものではありませんが、次世代を担う子供たちに安全で豊かな環境を引き継ぐために、私たち一人一人が身近な生活の中から環境を守ることが必要であるということを改めて認識し、具体的に行動に取り組むこととしております。

なお、現地球温暖化実行計画は平成30年度までの計画となっておりますので、平成31年度から始まります第3次鹿島市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を現在策定しているところで、来年3月にはでき上がる予定で進めています。

地球温暖化対策の具体的な取り組みとしましては、鹿島市は県内でも環境に対する意識が高く、平成5年より資源物回収、平成12年度より8種類のごみの分別によるごみの減量化にいち早く取り組んでおります。また、焼却ごみの減量とともに、循環型社会づくりの推進ということで、平成23年度より生ごみ堆肥化に取り組んでいるところでございます。

また、地球温暖化防止及び再生エネルギーの推進並びにエネルギー自給率の向上を目指すとして、一般家庭への太陽光発電設置補助金を創設しまして、平成23年度より取り組み、平成29年度末で312件の利用実績がっております。この取り組みにつきましては、現在では県内の市町では少ない取り組みとなっているところでございます。

そして、平成27年5月にラムサール条約登録湿地を契機に、地域や市内の小・中学校におきまして環境教育を行いまして、生物多様性や鹿島の自然環境について学習しているところでございます。

環境保全や地球温暖化は、私たち一人一人が身近なところから環境を守ることが必要であることを改めて認識しまして、具体的に行動することが必要と思います。今後もなお一層の市民への啓発を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、樋口議員の2つ目の項目、地方創生とニューツーリズムについての質問にお答えいたします。

1つ目の民泊新法により、民泊の規定はどのように変わったのか、また可能性はどうかという質問についてですが、まず初めに、民泊とは何を指すのかといいますと、民泊についての法令上の明確な定義はございません。住宅やマンションなどの集合住宅の全部または一部を活用して、旅行者などに宿泊サービスを提供することを指して民泊というのが一般的でござ

ざいます。

次に、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が昨年6月に成立し、ことしの6月から施行された背景といたしまして、ここ数年、インターネットなどSNSを通じて空き家を短期で貸したい方と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが世界中で展開されており、急速に加速したこと、日本においても訪日外国人観光客の多様なニーズの対応や少子・高齢化社会を背景に増加している空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、いわゆる民泊に対する期待が高まったことが上げられます。

ただその一方で、いわゆる民泊には、感染症蔓延防止などの公衆衛生の確保や、賃貸物件だった場合のオーナーや地域住民などとのトラブル防止に留意したルールづくりはもとより、旅館業法の許可が必要な旅館業に該当するにもかかわらず、無許可で実施されているものもあったことから、その対応が必要とされてきたところであり、これらの課題を踏まえ、一定のルールのもと、健全な宿泊サービスの復旧を図るため、先ほどのとおり、平成29年6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立しております。

なお、ことし6月の住宅宿泊事業法の施行以降は、日本国内でいわゆる民泊を行う場合には旅館業法の許可を得る、国家戦略特区の認定を得る、住宅宿泊事業法の届け出を行うなどの方法から選択することとなっております。

次に、旅館業法との違いについて御説明をいたします。

旅館業法の簡易宿泊所を例にとりますと、簡易宿泊所が都道府県への許可制度となっているのに対して、いわゆる民泊新法では都道府県への届け出制となっていることが一番の違いだと思います。

また、簡易宿泊所には営業日数の制限はございませんが、いわゆる民泊新法では180日以下という制限が設けられております。その理由としては、いわゆる民泊新法では住宅を活用した宿泊サービスであり、居住専用地域での営業が可能であること、また、先行例の海外での日数制限がイギリスでは同じく180日以内、オランダのアムステルダムでは120日以内となっていることや、また、既存のホテル・旅館などとの競争条件に留意されたことなどが上げられるかと思えます。

そして、近隣住民とのトラブル防止策がいわゆる民泊新法では必要となっております。具体的には、民泊を行っている旨の玄関への表示、利用者に対する騒音防止やごみ処理に配慮すべき事項などを記載した書面を居室に備えつけての説明義務などが民泊新法の場合、必要となっております。

また、家主不在型の場合には、不動産業者などへの業務委託が義務づけられております。

民泊の可能性につきましては、先ほども申しましたように、日数制限がございますので、1年の半分をどうするかという問題があるかと思えます。副業としては成り立っていく可能性はございますが、本業の場合、残りの半分をどうするのか。例えば、肥前浜宿において

計画されております大塚家の場合は簡易宿泊所ですけれども、中岡家は民泊を予定されております。そこで、中岡家さんでは、そば屋と日本酒バーを計画されておりますので、そういったことが必要となってくるかと思えます。

なお、県内の状況を申しますと、県のホームページに、8月1日現在、これは最新でしたので、6月、7月の2カ月間で民泊新法による届け出は13件なされております。先ほど申しました浜宿のほうは、現在、届け出に向けて作成中ということをまちづくり公社の方から聞いております。

次に、干潟体験の見通しにつきましては、干潟体験については平成3年ごろから受け入れが始まり、平成16年度の160団体、1万5,941人をピークに減少傾向があるものの、最近はおおむね1万3,000人前後の実績で推移をしております。ただ、28年度につきましては、熊本地震の影響により利用者が減少しております。ただ、平成29年度は1万634人と回復傾向にあり、現在、来年4月オープン予定の干潟交流館の新設に伴い、干潟体験者数をピーク時の1万5,000人を目標に交流人口の増加につなげたいと考えているところでございます。

なお、これまでは修学旅行向けの旅行商品を取り扱う教育旅行者に対して営業活動のほうを余り行ってきませんでした。昨年度から市の商工観光課に配置しております観光専門員が、主に関西圏になりますが、修学旅行向け素材説明会や教育旅行支店への訪問営業に参加して、干潟体験のPR、修学旅行の誘致に努めているところでございます。29年度の実績といたしまして、岡山、名古屋、大阪、東京など12カ所87の旅行会社に営業活動を行っております。

最後に、修学旅行生の民泊受け入れについての御質問ですが、樋口議員御承知のように、平成28年度に唐津市の観光協会からの紹介を受けて、みんなの家での修学旅行生の予約が入りましたが、残念なことに熊本地震の影響でキャンセルとなってしまっております。

修学旅行生につきましては、昨年の事例を紹介しますと、10月4日に東京都の練馬区にあります早稲田高等学院の中学部、中学生の学生25名、引率2名の計27名で、佐賀県研修として道の駅「鹿島」において昼食をとられた後に、干潟展望館でのラムサール研修及び干潟環境教室を行っております。このとき宿泊先はもう既に決められていましたので、鹿島市内の宿泊ではございませんでしたが、簡易宿泊所であるみんなの家での受け入れ可能な人数は約30名で、自然の館が約40名となっておりますので、こういった規模の修学旅行ですと対応可能と思われますので、先ほどの商工観光課に配置している観光専門員が修学旅行向けの素材説明会や教育旅行支店への訪問活動を行っておりますので、受け入れの可能性を含めて、民泊していける体制づくりや情報の発信に努めていきたいと考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時5分から再開します。

午後0時3分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

議員御質問の地方創生における市民力と行政のかかわりということで、地域活性化による交流人口及び定住人口についての考えをお答えいたします。

まず、交流人口についてでございますが、最初に、第三者の目線で全国的な状況を申し上げます。

地方創生を推進する際、課題となっておりますのが、全国の各市町でリーダー的な存在が各地域に育っていないということでございます。その対策としまして、私の立場であるシティマネジャー、あるいは地域おこし協力隊の各市町からの養成、あるいは地域リーダーや地方創生の担い手を育成するための地方創生実践塾、地域リーダー養成塾など、フォーラムやセミナーなどは全国の各地で開催されているところでございます。しかしながら、私が年4回出席する内閣府の報告会でも、各市町に派遣されている多くの国の職員が派遣された先に地域のリーダーがいなくて非常に悩んでいるのが実態でございます。

一方、鹿島市を考えた場合、地域リーダーが育っている、いわゆる民が主体となっている代表的な例としまして、フォーラム鹿島によるガタリンピック、酒蔵ツーリズム推進協議会による酒蔵ツーリズム、今回のまちづくり公社の取り組み、伝統的建造物と発酵文化の活用です。あるいはNPO法人肥前浜宿水とまちなみの会の秋の蔵々まつりなど、これらのほかにも例年鹿島で行われている伝承芸能フェスティバル、鹿島おどり、花火大会、鹿島祐徳ロードレースなど、民主体による各実行委員会と鹿島市が連携して交流人口、地域活性化に向けて取り組みを実施しているところでございます。

先週末の全国の民放テレビでは、外国人がわざわざ日本に土産を買いに来るベスト30位の10位に肥前浜宿が選ばれております。このように、この鹿島を引っ張っていく民需力は、全国目線で比較しても劣っているどころか、非常にすぐれているというふうに理解しておりますし、地域リーダーの方々も鹿島のこれまでの取り組みに自信、誇りを持ってきているからこそ、さらによい方向に今現在向かっているんじゃないかと思っております。

定住人口についての考えでございますが、一般市民の多くの方々にはメディアを通じて人口減少という現実には理解はされていると思います。しかしながら、日々多忙な生活に追われている人々にとりまして、人口減少が及ぼす影響や、あるいは地方創生、地域活性化等について考える機会は非常に少ないと思います。我々行政にかかわっていない一般の方々にとっては、むしろそれは当然のことではないかと、このように思っております。

私は定住人口の基本としまして、家族があると考えております。お父さんとお母さんが出会って自然に結婚して子供を育てていく、その喜びを皆が共有する、そうした社会を取り戻すことが少子化対策の基本と考えておりますし、最小単位の項は家族であると思っております。家族の持つ価値、先祖に対する尊敬の気持ちの子孫に受け継ぎ、当たり前常識として共有される社会をつくっていくべきだし、伝えていくべきではないかと思っております。

このような思いを基本に、市民を啓発する講演、あるいは鹿島市が他の市町には負けない地域資源があるすばらしさ、鹿島市内に存在する企業の能力の高さなどについて知ってもらい、この鹿島を今以上に好きになってもらう、あるいは郷土に誇りを持ってもらう、そうであれば人口は定着しないと思っておりますし、私が今中心になって、学生はもちろんのこと、PTAや各事業者、団体へ講演を実施しまして、現時点では2,000名を大幅に超えております。平成30年、来月11月25日には東部中学校全校生徒及び保護者に対して地方創生の講演を行うこととしておりますし、翌26日の月曜日には太良高校の全校生徒にも講演を行うこととしております。また、昨年実施しました近隣4高校のアンケート結果を踏まえまして、来年2月には鹿島市初となる地場産業説明会を商工会議所と共同して実施することにしており、今のところ20社程度が参加する予定でございます。

また、これらの市民への発信につきましても、昨年4高校のアンケートは経済界へ配布しておりますし、商工会議所の会員750先にも配布するほか、「広報かしま」やホットニュースなどにも掲載しております。

また、鹿島での地方創生の取り組みや地域活性化、鹿島のものづくり企業の紹介等も議員の皆様にもお配りしたとおり、一般経済誌コロブス、あるいは財務省の政策広報誌ファイナンス、これらにも掲載しましたほか、また、これらについても市内の経済界等へ配布しておりますし、財務省、内閣府へも配布をしております。

鹿島市のスタンスとしましては、地域経済や地域の活性化に結びつく、先ほど申し上げましたような交流人口への取り組みにつきましても、このような民の力、取り組みを最大限生かしまして、ともに応援することを主体としておりますが、議員がおっしゃったように、事業内容次第では当然行政が前面に出ていくこともあると考えております。

定住人口の増加に向けては、まず、移住関係等につきましても、外から鹿島に来ていただくため、各部が行っている移住促進、Iターン、Uターン、Jターンの取り組み、あるいは後継者支援などの取り組みを引き続き継続していきます。

また、そもそも鹿島で生まれ育った鹿島の若者がこの鹿島で働いていただくよう、私が行う地方創生の講演を通じて、多くの市民や若い世代、兄弟などへ伝えていくほか、地場産業説明会、親子による企業訪問、市内教職員を対象とした企業訪問、市民会館で行っているものづくりフェスタなども今後とも継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

たくさんの方が丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最初、地球温暖化のほうから一問一答していきたいと思いますが、まず、熱中症の搬送者が市内で20人おられて、1名の方がお亡くなりになられたということ、存じませんでした。本当にこの場をかりまして御哀悼申し上げます。

それで、体については私も具体的にはないんですけど、なかなか昼間の暑さで頭がぼうっとして能率が上がらないとか、そういったことを感じられた方も多いのではなかったのかなというふうに思います。また、大体12時半のめどでしたかね、防災無線を通じて注意放送をしていただきました。

そこで、1つお尋ねですけど、防災無線を通じた注意放送はどの基準を持ってなされたのかなというふうなことがおありでしたら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

防災無線は12時から12時半までの時間帯に行っております。それは、やはり作業をして、お昼は必ず帰ってくる。午後からは必ず暑くなるというのがわかっておりますので、その時間帯に放送をしたところでございます。

それから、熱中症の対処ということで、先般から言われておりました、喉が渇く前に水分をとってくださいとか、暑いところの環境に長時間いるのは避けてくださいとか、日によって、その状況によって大体熱中症の注意点なんかをこちらのほうで放送をしておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

昨日は、例えば基準で35度以上になったら郊外での運動は禁止だとか、そういうふうなこともおっしゃっていただきました。また、暑さ指数という余り聞きなれない言葉がありましたので、ちょっと調べてみたら、やっぱり湿度と温度だけじゃなく、日射の関係もあって、複雑な計算式が書いてありましたので、これはなかなか出すのが難しいかなというふうに思いましたが、12時から12時半の時点ですということですので、きちんとした基準というよりも、これから例えば35度以上になりますよ、危ないですよと、そういうふうな判断を

されて放送されたということですね。大変市民の健康を思ってくださいまして、ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、農作物を中心とした作物等への影響ですけれども、どちらかという好影響のほうが多かったというふうな御返答をいただきまして、大変よかったなと思っています。

でも、例えばことしのミカンですね、やっぱり小粒が多いといいますか、非常においしいとか甘いとか、そういうことは言われておりますけれども、小粒が多かったりとかですね。私の千葉畑の様子ですと、やっぱりサトイモなんかは水が多くないとまずい作物で、なかなかよその畑も見た限り、ちょっとできが悪いのかなというふうな感想も持っておりまして、ぎりぎりの状態で作物も鍛えたらよくなるのかなということと、ひょっとしたら、これ以上もっと暑くなったら、もっと雨が降らなかったら、これは大変だぞという思いもありましたけれども、とりあえず、ことしは米のほうも、あるいはいろんなものもよくできたというふうなことで、よかったなという感想を持ちました。ありがとうございました。

そして3番目、社会生活への影響ですけれども、いろんなところで学校関係を中心とか、あるいは地域の行事等も中止とか延期とかがありまして、これは結構大きな影響があったのかなというふうに思います。

それで、私が学校関係で一番心配したのは中体連なんですけれども、中体連のほうは今後、例えば開催日を変えるとか、そういうふうな話し合い等があったのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

まず、今年度の中体連のことなんですけれども、やはり外とする競技も含めて、給水時間を確実に、例えば15分とか20分置きにはとろうとか、種目によってはもっと短い時間でとるというような対策をいたしました。それから、朝の開始の時間もできるだけ早目に繰り上げてから開始をするというようなこともしてもらいました。

それから、今後のことになりますけれども、非常に暑い中という時期にありますので、やはりこの時期については十分検討していかなくてはいけないというふうに中体連の関係の方も一応考えていらっしゃると思います、今後の検討事項だというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

子供たちの健康という意味が一番大切かなとも思いますし、なおかつ、スポーツを通じて子供たちを育てるというのも非常に重要なことですので、非常に難しい時代になったなとい

うふうなことも思います。ぜひうまくこれからも調整をされて、開催もできますように期待を申し上げます。

以上のように、さまざまな影響がことしは特に大きなことはないというふうなことも考えられますけれども、今後まだこういう状態がますます強くなるというふうなことも今思いますので、そこではやっぱり行政としてだけではなく、市民としても何か防ぐ手だてはないのか、全体的なことを見通して、私たちのライフスタイルというのとも考えなくてはいけないというふうに思っております。

そこで、県の温暖化防止対策計画が2018年から2030年までというふうなことで新しく提示をされているのかなと思います。その中で、各市町がこういったことを取り組みましょうということで、1つは地域に密着した取り組みの推進、もう一つは、みずからの率先的取り組みというふうなことを上げられておりました。先ほど全体的なことで具体的なことがちょっとよくわからなかったこともありますので、こういった取り組みの中で、もう少し具体的に何か上げられることがおありでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

鹿島市の地球温暖化対策実行計画というのを26年3月につくっておりますけれども、その中で、各主体的な取り組みで、市民主体の具体的な取り組み、事業主体での具体的な取り組み、あと、行政での主体的な取り組みということを書いています。その中で、鹿島市で特に特徴的なもので申しますと、先ほど申しましたような生ごみの回収への参加ということで、生ごみを減らすことで焼却ごみが減ってCO₂削減になるということで、そういう取り組みですね。それとあと、マイバッグキャンペーンということで、買い物に行った際には買い物袋を持参して、店からいただくバッグは持って帰らないというふうな取り組み、それとあと、省エネに配慮した生活の推進ということで、LEDとか省エネ機器の導入とか、エコカーの導入とかあります。それとあと、これも平成7年ぐらいから取り組んでいます海の森事業による植林、間伐等の推進ということで、これもCO₂の吸収を行いますので、こういう取り組みを市民主体で行っているということでございます。

また、事業者主体の具体的な取り組みということで、空調関係の適正な温度の設定ということで、夏場は28度、冬場は20度ということで設定して、あとは働きやすい服装でクールビズとかウォームビズで行っていただくというようなのがございます。それとあと、ごみ分別の徹底とかが具体的な取り組みとなっております。

あと、行政の主体的な取り組みということで、循環型社会づくりの推進ということで、これも先ほど申しましたが、資源物の回収と生ごみの堆肥化の推進事業ということで、ごみの

減量を図ってCO₂削減に努めるということです。それとあと、地域や小学校における環境教育の推進を行っていかうというものでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

私も生ごみは、一時EM菌といって比嘉照夫先生のが約30年ぐらい前にはやりまして——はやりましてと言ったらおかしいですけど、学校現場でも取り組んだりしてまして、私の家は私が全部生ごみを処理していますから一滴も、それは当然畑に入りますから、これは財産でございますのでですね。そういうことをやっているんですけど、鹿島市の取り組みとしては、例えば地区を挙げてやっておられるということですけど、今言われた生ごみとマイバッグに限りよるしいですから、家庭の中でどのくらいの方が実践をされておられるのかとか、志を同じくする人をふやすといいますか、そういう取り組みが、これは市民レベルなのかというふうに思いますけれども、そういったことで浸透をしていかないと、市がこういったことをやってくださいと言うだけではなかなか広まっていけないのかなという思いもありますので、もし生ごみを堆肥化といいますか、そういった家庭がどのくらいありますよとか、マイバッグのほうはわかりにくいのかなと思いますけど、生ごみだけでもわかったら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

現在、生ごみ堆肥化につきましては大字納富分地区で行っております。世帯的に1,642世帯の方に御協力をいただいているところでございます。28年度の実績としまして、約32トンが収集されまして、生ごみ自体には大体約3分の1から4分の1ぐらいになりますので、10トン弱に減ってくるということになります。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

大変具体的でいい取り組みかなと思いますけれども、これは希望される家庭だけなのか、大字納富分地区の全ての家庭が参加されているのか、どこかに持って行って、それを堆肥化するというふうなことが行われているのか、そして、10トンぐらいに減った堆肥化されたものをどのように再利用されているのかということまで教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

まず、参加者ですけれども、大字納富分地区全世帯のほうに呼びかけて説明会を行いまして協力をお願いしているところです。収集のやり方としましては、ごみステーションのところに生ごみを受ける大きなバケツを設置しております。そこに各家庭から持ってこられた生ごみにEM菌を振りかけて、ある程度発酵を促すような形で、その大きなバケツに入れていただくことになっています。それであと、環境整備社のほうからごみ収集される際に一緒に収集されて、会社のほうで発酵をさせていただいているところでございます。大体3分の1から4分の1ぐらいに減りますので、その後、発酵したものは堆肥化となって、また市のほうに持ってきていただいて、特に生ごみ堆肥で協力していただいた御家庭を中心に配布を行っているというところでございます。参加していただいておりますけれども、まだまだ全員が参加というふうにはなっていないので、利用率を今後上げていきたいということで考えている次第でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

そしたら、むつごろう堆肥とって、ラムサール条約推進室で取り組まれて、新籠のほうでつくられて、私も縁があったので受け取りに行って、抱えよったら腰のぐつつとって、ちょっとなかなかそれ以来調子の悪かたですけれども、それは置いておきまして、その取り組みも結構いろんな方が取りに来られて関心があるんだなと。要するに、野菜づくり等関心があるんだなというふうに思いました。

生ごみを使った堆肥というのは、例えば余りものがなくて全部配られているのかということと、大字納富分地区だけではなくて、それは業者の関係等もあるかなと思いますけれども、もっとふやすというふうな計画を持っておられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

でき上がった堆肥につきましては、季節的にはございますけれども、不足するという状態が続いているところです。まず、秋野菜をつくる今からの時期が予約待ちという状況でございます。今後は広げていきたいと思っておりますが、まずは、今、納富分地区の協力していただける世帯をふやしていったら、その量がふえたら、横方向にずっと広げていきたいということで考えておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

何か一つの取り組みからそういう環境意識といいますか、そういうことが広がっていくというふうなことも非常に関連がありますので、よい取り組みをされておりますので、今後も頑張っていたきたいなというふうに思います。

また、市民の意識を上げるためにいろいろ計画されていますけど、先日行われました環境講演会「水と鹿島」というふうなことで、水も環境にとっては非常に重要ですけども、どんな内容が話題となってというか、講師の先生等も言われたのかなというあたりをかいつまんで何か言えますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

先日、土曜日、環境講演会ということで開催しまして、講演会としては2名の先生に講演をしていただきました。

まず、林先生という消費生活アドバイザーをされている先生ですけども、この先生は、特に水もですけども、環境、地球温暖化の件で講演がございまして、その中でもおっしゃいましたのが、我々身近な生活の中から省エネといいますか、電気を小まめに消したりとか、冷蔵庫の位置は壁につけなくて少し離れたほうがいいのか、とにかく消費電力を抑えることで温暖化を抑えるということと、あと、食料に対しても地産地消で行ったほうが、輸入コストに出てくるCO₂がたくさんありますので、CO₂削減に取り組むには、できるだけ地産地消で地元のを食べてくださいというふうな講演がございました。

あともう一人、山元先生ということで、お医者さんになりますけれども、鹿児島県の源麴研究所の方で、こうじと人の体と水ということで、内容は、少し専門的なことも含めて御説明になりまして、人体に影響するこうじの話をしていただいたところです。

また別部屋では、下水道のほうでAR体験といまして疑似体験ですね、カメラを通して見たときに洪水が体験できるというふうな行事を組んでおりました。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

講演を聞くということは、非常に参考になるというふうに思います。私も機会がありまして、太平洋のど真ん中にキリバス共和国ですかね、本当にサンゴ礁だけでできている国があ

るわけですがけれども、とにかく海面が上昇してきて大変である。飲み水も全て雨水なんですけれども、そういうところなんですけれども、キリバスなんかは実際に温暖化で国が滅ぶ危険がすぐそこに迫っているという危機感を持っておられるわけですよ。だから、今言われたとおり、やっぱり身近なことをやりながらも、世界的なことも考えることができる市民にならなくてはいけないのかなというふうに思うわけです。だから、ある意味恵まれたところに今のところ日本列島自体がありますので、このくらいの温暖化の被害でできているけれども、例えば極地方ですね、南極、北極の氷は早く溶けているとか、そういうことはよく聞きますし、北極のシロクマがすめなくなるという話もよく聞きますけれども、キリバスの人は言っておられました。どうして温暖化というとホッキョクグマの話ばかりするんだ、私たちは人間が困っているんだというふうなことを言っておられましたのが非常に印象的でしたけれども、そのように、実際困っておられる地球に住む人がおられるということも含めて、いろんな取り組みをこの鹿島市でもしていかなければいけないというふうに思います。

国連ではSDGs、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズといって17項目ぐらいの中で地球温暖化も掲げられてやっておられますけれども、その流れが環境省に来て、佐賀県に来て、鹿島市といった行政の流れですね、これは当然そうなのかなと思いますけれども、何か市民に浸透という意味からはなかなか浸透しにくいようなところもありまして、やっぱり具体的に環境を学ぶような機会というのをふやすことが必要かなと思いますけれども、これは行政がするのか、市民のほうが主催するのかということも含めてですけど、例えば、環境を学ぶような機会は、先ほどの講演会もありますけど、そのほか市民のグループにアクセスするとか、何かそういうふうなことは考えておられるでしょうか。なかったらなくていいです。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

市内の学校では環境教育を行っておりますが、地元の市民の方に対しましても出前講座などでも行っていますので、ぜひお声かけいただければ、うちの職員が出向いていろんなこととお話ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ぜひいろんな機会を通じて学んで、少しでも地球温暖化を防ぐような取り組みができたかなというふうに思います。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

次に、地方創生についてですけれども、民泊ということで提案をいたしました。七浦のみんなの家ですけれども、古民家で、昨日も出ましたけれども、後ですけれど五右衛門風呂等も設置いたしましたし、入り口には自在鍵、この辺ではじじゃあ鍵と言いますけど、いろいろもあって、まさに古民家の風情があって、その辺で人気なのかなというふうなことで、日本人だけではなくて、タイ人とか韓国人も泊まれた実績もございますし、何ととっても奥さんが郷土料理といいますか、ふるさとの食材を使った素朴な料理を出されるということでも人気があるのかなというふうに思います。

先ほど、例えば民泊の推進を唱えていますのはみんなの家とか自然の館とか、実際にあるそういう施設ではなくて、いわゆる普通の家というか、どちらかというとな農家のほうがよくて、農家民泊といったことがよく言われますので、農家等のほうがいいんですけれども、民泊新法によって、そういう家庭ではないところでも泊まれるようになったというふうなこと。以前はトイレが2カ所になくはいけないとか、何かそういうふうな縛りもあったということも聞いていますけれども、いわゆる鹿島市の自宅ならばどこでも申請をすればできるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

まず、簡易宿泊所の場合は、都市計画法とか建築基準法により住宅専用地域で建てることはできないようになっておりますが、今度のいわゆる民泊新法においては、住宅の場合でも改修などをして、台所、浴室、トイレ、洗面所、この4つは必須条件でございますし、あとは泊まる方の人数制限等もなく、1人当たり3.3平米以上という制限がございますので、民泊新法により住宅地域においても経営ができるというか、運営ができるというふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

そうしますと、今言われたトイレとかなんとかはない家はないだろうから、1人3.3平方メートルぐらいも三、四人だったら宿泊することができるというふうに解釈しておりまして、そうすると、実際、干潟体験等に1万人以上も来られますので、全部は無理でしょうけれども、一部でも民泊として受け入れるということが可能だと。要するに、みんなの家とかなんとかじゃなくて、いろんな個人のお宅を申請していただいて、登録をすれば可能だというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

可能か不可能かといいますと、可能ではないかと思われま

す。ただ、先ほど午前中も答弁しましたように、180日という制限がございますので、それで経営が成り立つのか、そういった利用者のニーズと経営者側の判断とかも必要となってくるかと思

います。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ガタリンピックで外国の方なんかをいろんな市民の方がよく泊めていただいているんですよ。そういうふうな実績といいますか、感覚といいますか、年間180日も泊まったら、これはまた大変ですけれども、修学旅行生が来られるのも5月、6月、それから9月、10月ぐらいかなというふうなことだし、その間、鹿島を味わっていただくとか、そういうふうな取り組みの中で、鹿島のよさ、あるいは鹿島にまた来たいというふうな、そういう人口をふやすという意味で言っているわけですが、そういうふうにしてぜひ取り組んでいけたらなと思うんですよ。

地方創生特別委員会で和泉市を視察しまして、目的は違ったんですけど、実はあそこ、3,200人ぐらい毎年泊めるというふうに言っておられました。3,200人ですね。そういうふうなことがありますして、鹿島市ではこれからかなというふうには思います。なぜかと申しますと、やっぱりあそこは和泉民泊体験推進協議会がしっかりしてまして、募集から研修から、体験コースをつくったりとか、サポート体制とか、そういうことも全部構築されて3,200人の修学旅行生を受け入れておられました。これからの取り組みだというふうには思いますけれども、鹿島の方は誰でもうちにおいで、中学生も高校生も育てるよというふうな親心といいますか、そういったことにつながりを持っていただきたいというふう

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

民泊の全てを鹿島市ニューツーリズム推進協議会で抱えるということ

ております。

ただ、今後の鹿島市ニューツーリズム推進協議会の中で、きのうも少し話しましたけれども、民泊に力を入れたいということで、会員さんの中から民泊をやりたいという方の意向調査のほうをするようになっていきますので、そういった場合には、今現在、事務局が市の商工観光課にありますので、一緒に連携をして取り組んでいけたらなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

納塚理事におかれましては、来られてから本当に新しい視点を持って中高生への御指導とかをしていただいて、鹿島のものづくりと申しますか、そういったことを実際に子供たちに教えていただいたりして、鹿島がいいところだなというふうに思う子供たちが大変ふえてきたということを伺っておりまして、大変感謝をしているところでございます。

さっき言っていただきましたけれども、やっぱり民の力を最大限に生かすということと、それから、当然何かの場合には前面に出ることがあるというふうなこともおっしゃっていただきました。力強く感じたところでございます。

先ほどの鹿島市ニューツーリズム推進協議会ですけれども、このたび商工観光課のほうに事務局をしていただきまして、やはり何か前向きに進むなというふうなことも感じたんですよ。だから、やっぱり行政が入ったほうが先に行くぞというふうなところもありまして、その辺はなかなかどっちが先かといったあたりも難しいのかなというふうに思いますけど、鹿島の市民力を最大限に生かしながら、そして行政とマッチしながら鹿島市がますます盛り上がっていくように期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時5分から再開します。

午後1時51分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番松田義太議員。ここで申し上げます。松田義太議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○5番（松田義太君）

皆さんこんにちは。5番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、先日の台風24号により被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

さて、今回は鹿島市が直面している課題と認識しております以下の2点について質問をいたします。

1点目は鹿島市の防災・災害対策について、2点目は有明海再生についてです。御答弁よろしく願いいたします。

それではまず、鹿島市の防災・災害対策について質問をいたします。今議会の一般質問でも多くの議員が取り上げておられますので、重複する部分もあると思いますが、確認の意味も含め質問しますので、よろしく願いいたします。

先日の台風24号に見られますように、近年、全国各地で豪雨災害が発生し、防災や危機管理に対する市民の関心は一層高まっております。しかし、市民の関心は高まっても、具体的にどう行動するかについては、まだまだ市民の意識が高いとは言えず、浸透しているとは言いがたいのが現状だと思います。さらに、災害時においては、行政だけではなく、地域、市民との連携、鹿島市が有する全ての機能、官民を問わず十分に発揮し、対応に努めなければなりません。

まず最初に、ことし7月6日の集中豪雨から見えてきた当市の雨水対策上の課題について、担当課の考えをお伺いいたします。

市内における通行どめ、また、道路冠水の状況を含め御説明ください。

次に、有明海再生について質問をいたします。

国営諫早湾干拓事業をめぐり、7月30日の福岡高裁において、確定判決に基づく開門命令を無効とし、その判断理由は漁業権の消滅ということでありました。開門調査で漁業被害の原因を解明し、宝の海を再生してほしいとの漁業者の皆さんの切実な願いが失望に変わり、長期化する法廷闘争がさらに現場の混乱を招いていると言わざるを得ません。樋口市長は今回の福岡高裁の判決をどう受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

以上で1回目の総括的な質問を終わります。

なお、その他の項目については一問一答の中でお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ちょっと御質問の順序とは違いますが、御指名がありましたので、諫早湾干拓をめぐります判決について、私のほうからお話をしておきたいと思います。

これは戦後すぐ始まった話からずっと解きほぐすと大変時間がかかりますから、このとこ

ろ、判決といえますか、現在いろんな意味で関心を持たれている部分について、まず、4つのポイントだけお話をしておきたいと思います。

1つは、平成になってから国営干拓という形で工事が始まりました。目的は、農地を整備してほしいと、長崎県はなかなかお持ちにならないですから、それと、災害対策という意味ですね。それから、8年たったときですかね、潮受け堤防の締め切りが行われました。これで工事の一つのステップが終わったということだと思います。これは画面で国民の皆さんは御存じだと思いますから、御説明は省略いたしますが、それから10年ほどして完全に完工したということになります。これでもう一つ、次のステップということになるかと思います。その年に、いわゆる堤防道路が完成をしまして、いろんな意味で行き来が楽になったと思う方もいますし、あれでまた汚れが始まったと思う方もいますけれども、道路は貫通をしました。これが2番目のポイントだったと思います。

ところが、その後、漁業者の中でいろんなことが風説といえますか、ささやかれてはいたんですが、表面化したわけですね。それは、深刻な漁業被害が出てまいりました。そのときに、ここからが実は争いになっているんですけど、自然保護団体、あるいは漁業組合を中心に、この諫早湾の干拓が、この漁業被害の原因であるということを中心とした反対運動、さらに裁判が行われるというふうに進んできました。そのほかにも、干潟にいろんな汚水が流れ込むことが、生活排水が流れることが原因じゃないかとか、ノリ漁業の中で使われる酸や、あるいは化学肥料が原因じゃないかと、いろんな意見が出てきておりますが、1つだけ事実として確認をしておかないといけないのは、タイラギとか、いろんな漁業ですね、それから、ノリとかに明らかに影響が出てきているということだと思います。これが3つ目ですね。

4つ目のポイントは、その後、訴訟合戦が始まったわけですよ。いろんな方からいろんな裁判所へ訴訟が提出されると、さっき御質問でもございましたように、確定判決まであったのに、それをまた取り消すような話が出てきているということでございます。法律的な論理構成はいろんなことがささやかれておりますが、この4つがポイントだと思います。

この裁判が、私もいささか法律を勉強しましたから、その中で特別な状況だということを少し上げてみますと、1つはさっき言いましたように時間がすごくかかっていると、ある意味では単純明快なことではあるんですよ。場所も誰も疑わないと、現象も誰も疑っていない、原因だけがもめているという話なんですね。時間が長い。

次が、関係者が多い。特に自治体としての県が4つも関係しているということです。それに国が乗っかっているといえますか、かかわっているということでございます。

3つ目が、したがって裁判所もあっちこっちまたがっていると、地方裁判所から高裁、最後に最高裁判所までかかわってきている。

4つ目、これが法律的には一番議論を呼ぶところなんですけど、確定判決が1回、判決が確

定したのに、これが守られないというのは、本当に法治国家としていいんだろうかという議論、これもまた問題だと思います。

最後、これは問題と言えるかどうかなんですが、再三和解案が提示をされたですね。関係者、なかなかまとまらないと。それは、それぞれの思惑といいますか、狙いが違うからだ。こういう特異な状況というのは、我が国の裁判の歴史の中でも極めて珍しいと言っているんじゃないかと思います。

そこから先が御質問に答えることになるかと思いますが、私自身の思いといいますか、感覚で言いますなら、先月おっしゃった7月の判決はある意味で予想の範囲内だったと、とんでもない裁判ではなかったと、予想からしたら。しかし、解決には役立たないと。かえって複雑さを増したんじゃないかという気さえしております。解決の方向が見えた、道筋が見えたというよりは、さらに混乱する可能性もあるというふうに思っております。心配の種だということなんです。

現在の状況を見ますと、さっき言いましたように、ちょっとだけ歴史を振り返って見ましたけれども、20年前は誰もこんなことになると思っていなかったんだと思います。ただ、ここまで来てしまうと、もう誰も解決の答えは、自分の意見としては出てきますけれども、恐らくこうなるだろうというのは非常に難しいという状況になってしまったと。我々がやらないといけないのは、一回一回の判決じゃなくて、どこに軸足を置いて作業をやっていくか、仕事をやっていくかと、立ち位置を変えてはならないと、そういう意味で、私自身は従来いろんな場所でお話をしたことがございます。大臣にも直接申し上げましたけれども、その立ち位置は変わらないと、地元の漁業者の皆さんの考え方に寄り添うと、有明海の宝の海を回復してほしいと、その思いは変わらないと思っております。

今後の見通し、じゃ、どうなるんだろうねという、客観的にでも言えるとすれば、判決が守られない状況でそんなことは言えないのではないかと、無責任という意味じゃなくて、誰もそういう当事者能力もなくなってきたのかな。もともとこの問題は、さっきもちょっと言いましたが、ある意味、単純明快なんです。原因を究明して、改善して、もとの姿に戻してくださいと、こういうことなんです。シナリオは。だから、法律的な論争というよりも、科学的な解決がつくのではないかと、現在のような科学的な進んだ時代であれば、それを期待されていたんです。ただ、それには一つ条件があるんです。開門というのがないとだめだろうというので、一度、農林水産大臣は、あれは武部さんだったですかね、決断をしたことがございました。ただ、期間が限られていたということでございまして、そこからもう完全にそれぞれ関係者の立場が非常に距離感があるものになってきたと。

さっきも言いましたが、私が何度かこの地域の首長さんたちの代表として、直接大臣に要請する機会がありましたので、しばしばお話をしていますが、もう1つのことなんです。1つのフィールドは。1点、安心して漁に出られるようにしてくださいと、これは今もそう

だし、後継者のためにもそうしてもらわないといけないと。ただ、原因究明されないで、お金で納得するというんじゃ問題を残すだけだから、適当じゃないんじゃないかと、解決にならないんじゃないかと。3つ目は、この状態で放置しておけば、ますますお国に対する不信感が増加するだけで得策ではないだろうと。最後はいつも申し上げることなんですが、農林水産省という役所は現場をよく見た上で仕事をしてきたはずだと、これまでは。でも、現場の感覚は、農林水産省という役所もコノシロで防衛も関係してきますので、防衛省も財務省も裁判所も全部同じお国という考えで、同じですよと。そうすると、法治国家じゃなくなってしまうんじゃないかと。むしろ有明海という問題じゃなくて、国と国民という関係になってしまいますよと、これはいつも申し上げていることなんですが、そういう意味で対応していただきたいと申し上げておきますが、非常に難しいと思っております。

今回の判決は、感覚はさっき言いましたとおり、何かしらん解決の道筋はついたと思っておりますが、最近、一つ非常に劇的な一種の予言みたいな期待をしている意見の人がありましたので、これは私の意見じゃありませんよ。ちょっと関心を持ったので御紹介をしておきますと、干拓地を営農だけじゃなくて、もっと違って、例えば、大学をつくるとか、そういう施設の利用を展開するようなことを考えたらどうだろうかと、土地のほうです。

2点目は、漁業が従来の漁業に限っているから、例えば、そこで海水は近くにあるから、淡水もありますから、新しい形の魚種、あるいは養殖とか、そういう研究開発をもう少し長期的に見据えて手をつけてみてはどうだと。これらはいずれも時間と金がかかるだろうけど、何もしないで放っておくよりはいいだろうという意見を述べる人がおられたので、非常に私、興味を引いたので御紹介をしておきますが、いずれにしても、政府のリーダーシップがないと今の話も到達できないんですね。

今の話を仮に手をつけるとすれば、真剣な取り組み、強烈なリーダーシップとプロジェクトが必要だと思っております。ただ、この期に及んでみると、何かそういうことでも少し考えないと、この前の、例えばオスプレイ、御質問は全く関係ないんですけども、100億円の基金をつくって漁業に使っていいじゃないかとか、もともと100億円の基金を漁業に使おうとかございますけれども、そういうことではなくて、さらにあそこの農地を安全に保つためには、その4倍も5倍もの水の浄化施設が要るんじゃないかとか、実験するためには、もう一桁上の金が要るかもしれない。そういうことでもない、もう先行きはだめだろうというようなことを予言的にお話しした意見がありましたので、これは御紹介だけですから、そういうことがあったので、大変難しいという意味を含めて、御紹介をしておきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

大代建設環境部長。

○建設環境部長（大代昌浩君）

防災・災害対策について御質問で、7月6日の集中豪雨における市内の通行どめ、冠水状

況につきまして、雨水対策の観点からお答えをします。

まず、市内で冠水による通行どめは、全部で6カ所ありました。翌日には全て通行可能となっております。

排水ポンプの稼働状況との関連での御質問だと思いますので、その関係があった道路冠水は2カ所で行いました。

1つ目は、西牟田排水区におきまして、7月6日、鹿島市で雨が強かった16時から18時ぐらい、このときの時間雨量が56ミリで行いました。市道中牟田～御神松線と市道組知～高津原線の交差点付近、これはドラッグストア付近の交差点になりますが、ここで道路冠水が発生しております。当時、西牟田ポンプ場はポンプ3台で排水能力が合計で毎秒7.92立方メートル、16時から20時までフル稼働をしていたところでございます。しかし、高津原地区の宅地化が進んだことにより保水力のある農地が減少し、雨水が西牟田区に急速に流れ込んだため、3台のポンプでは能力が不足してしまったということで行います。

2カ所目は、中村地区の市道毘沙門線、これは警察署から保育所みどり園付近におきましても、道路冠水が雨が弱くなった22時ごろに発生をしております。中村雨水ポンプ場は21時ごろから3台で合計毎秒6.25立方メートルの排水能力で、翌朝の4時過ぎまでフル稼働をしております。この原因につきましては、嬉野市の塩田町方面からの流入が多かったためと考えられております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、一問一答で質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、雨水対策についてであります。

これについては、映像を少し見ていただいた後に質問をさせていただければと思っております。

〔映像モニターにより質問〕

まず、1枚目です。この映像は、組知橋のほうから河川のほうを見た映像であります。

次に行きますけれども、2枚目ですね、こちらのほうに組知橋のところに水位、こちらのほうが表示をされております。これは県が管理をされているということでお聞きをしております。

先ほど質問しました7月6日の豪雨の際、大体夕方5時30分ぐらいの映像を次に、これが当時、5時30分ぐらいの組知橋から見た河川の状況、かなりやっぱり水位が上がってきております。

次に、こちらは横沢橋のところですが、通常こういう形で河川となっておりますけれども、7月6日、大体同じ時間ですが、水位が上がり、こういう状況になっており

ました。非常に危険な状況に近づいてきていたと思います。

そういう中で、もう一枚しますけれども、先ほど説明がありました中村の、通常雨が降っていないときの中村のポンプ場の写真であります。

これらをもとにして、ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど冠水の状況とか説明をしていただきましたけれども、7月6日の集中豪雨のときに、市内に設置してある雨水ポンプ場、午前中の杉原議員の説明でもありましたが、市内のポンプ場はふぐあいに稼働をしていたのか、まず最初の質問といたします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

市内の雨水ポンプ場の運転にふぐあいがあった場合は、緊急対応、緊急措置として災害の被害拡大を防止することを目的としまして、ポンプを設置した事業所、ポンプメーカーと災害時における緊急対応応急措置に関する協定を結んでいるところでございます。

今回の7月6日の集中豪雨時におきましては、一部途中で中村ポンプ場と乙丸ポンプ場においてふぐあいが発生しましたが、すぐに連絡し、迅速に適切な対応をしていただき、浸水被害の拡大を防ぐことができたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

多少のふぐあいがあったけれども、対処はしたという答弁であったと思います。非常に市内のポンプ場については、老朽化をしているということに危惧をしております。午前中の答弁でもありましたように、横田、南船津のポンプ場が昭和55年から稼働をしています。中牟田のポンプ場が昭和61年、西牟田と北鹿島の中村ですね、こちらが平成3年で、乙丸が平成19年ということでお聞きをしております。乙丸以外はもう可動から25年以上経過をして老朽化していると言わざるを得ないのかなと思います。

先ほど、ふぐあいはあったけれどもというお話でありましたが、やっぱり常々の維持管理というのが大事になってくると思います。これだけ全国各地で集中豪雨によって被害が出ているわけですから、これらの市内にある雨水ポンプ場については、やっぱり常々の維持管理が必要だと思いますけれども、その辺、担当課としてどのように取り組まれているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

点検と試運転を月2回、雨水ポンプ場の運転管理を委託している市内の電気設備業者のほうに業務を委託しているところでございます。

また、年2回、雨水期の前と後、台風の前にポンプエンジンメーカーによる点検を行っているところでございます。

それと、先ほど議員おっしゃられたとおり、市内のポンプ場は設置しまして経過年数もたっておりますので、設備の老朽化とか、あと、近年の浸水被害の状況並びに市街化の進行状況を勘案しまして、ストックマネジメント計画を策定していますけれども、それに沿って今後更新する計画の予定でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

厳しい財政状況でもありますけれども、こういう市民の安心・安全な施設ということであれば、先ほどありましたように、毎月、また、年にということで点検等もありますが、確実な実施をされて、いつ何どき災害が起きても対応できるように、担当課としてやっていただければと思います。

もう一点ですけれども、雨水対策を考える上で、ポンプ場と同様に重要なのが、それをつなぐ水路だと思えます。雨水幹線と、また、用水路の維持管理について、今現在、鹿島市はどのように行われているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

水路には農業用水路とか生活排水路などがございますが、これにつきましては地元の方々に維持管理を行っていただいているところでございます。

また、雨水幹線水路につきましては、地元の協力を得ながら、市のほうで通常の維持管理を行っております。

水路の管理につきましては、地元と緊密な協力体制が必要だと思っておりますので、今後もし日ごろの点検におきましても、地元の協力を得ながら行ってまいりたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁において、大方の市内の水路は地元、地域の方々をお願いをしているという答弁だったと思えますけれども、集中豪雨によって短時間での雨量が甚大な被害につながっていると

というのが、今、報道がされているとおりです。

これはお願いですけれども、先ほどありましたように、地元の方々へお願いをしているということではありますが、再度、現状の市内の水路については、地元の区長さん、また、地区の責任者の方々と一緒に再点検をしていただいて、やはり常日ごろから体制づくりをやっていただきたいと思いますが、担当課としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、これは繰り返しになりますけれども、水路の管理につきましては地元の方の協力が不可欠でございますので、一緒になって今後も日常点検を行ってまいりたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

農林水産課では、農業用水路を地元のほうにお願いいたしまして管理をしていただいております。そこで、通常でしたら中山間の直接支払事業とか、あるいは農地の多面的の事業で取り組んでいただいておりますし、また、今回のような災害の場合は、農業用施設ということで災害の対応を早急にとっていっておりますので、先ほどもありましたように、地元と密に連絡を取り合いながら整備に向けてやっていきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それぞれの担当の担当者のほうから答弁をいただきましたので、ぜひとも地元の方々、地域の方々と密な連携をしながら体制について取り組まれていただきたいと思います。

もう一点、最初の総括質問時の答弁の中で、今後、西牟田ポンプ場についても答弁が少しあったと思います。これは平成28年度で雨水流出解析業務などを実施されて、西牟田のポンプ場については4号ポンプの増設が必要と判断が下り、今後、計画に組み込まれていると思います。これは地域の方々との話の中で、よく言われていたのは、以前は特に高津原地区は田畑が多く、こういう大雨のときはその田畑が小さなダム役割を果たしていたと、保水力というのがあったんだけど、近年はもう皆様方が御承知のとおり、宅地化が進んで、一気にその雨量が下の部分、西牟田地区であったり、大手地区であったり、それぞれの地域に一気に流れてきておって、なかなかそれをポンプ場まで流しきれずにいるというお話があったおりました。

これは今回、新たな4号ポンプの増設を計画されておりますが、それと同時に、4号ポンプ場までの水路の増強、拡張も含めて、担当課として私は考えていただかなければならないと思います。幾らポンプ場をつくっても、そこまで水を流しきれなかったら、ポンプ場の役割というのは稼働しないわけですから、それについて、少し映像を撮ってきておりますので、これは4枚の写真をしております。

〔映像モニターにより質問〕

西牟田地区に限ったことでしておりますが、まず最初に、高津原から西牟田のほうにおりてきたところですけども、よく道路としては二本松通りというお話がありますが、この道路が1本あります。

次に、これは県道ですね、次のポンプ場に向けて行くこととなりますけれども、次が県道になります。

その次ですね、これは皆さん方、通りから見るとちょっとわかりにくいですが、モリナガ方面のほうから出てくると、これは真っすぐ行けば村山小児科とか、その先には石橋製麺という形であります。

そして、最後、こちらですね、先ほどありましたけれども、市道のほうにつながりますが、この付近が非常に冠水をしているということになると思います。

ポンプ場まで、これだけの道路が入っているわけですから、今から水路の増強、拡張というのは難しい問題はありますけれども、それを乗り越えなければ今後の雨水対策は対応できない面もあると思いますので、この辺について担当課として今どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

西牟田排水区の雨水対策ということで一度お答えしたいと思います。全体的な対策の方針ということでお答えいたしたいと思います。

先ほどもおっしゃられているとおり、全国的にですが、近年に、これまでに雨の降り方が変わってきてまして、短時間で記録的豪雨や連続して長時間にわたる豪雨になるところが頻繁に起こってきております。

また、議員おっしゃられるとおり、高津原排水区などでは土地開発行為で地形の形状とか宅地化が進み、西牟田排水区への到達時間が早くなったなどと以前から状況が変わったため、平成28年度に雨水流出解析を行いました。

結果、西牟田雨水ポンプ場には3台のポンプを設置しておりますが、4台目のポンプを増設しても市道東町～西牟田線、先ほどおっしゃられた二本松通りや市道組知～高津原線と市

道中牟田～御神松線の交差点付近の浸水箇所を解消できないといった結果になりました。

この原因が、専門用語で言いますボトルネックということで、ビール瓶のように途中で水路が狭くなったり、また、勾配が逆になったりして流れが阻害されている現象が起きている結果となっています。具体的には、雨水が市道中牟田～御神松線、これは北公園の前の市道になりますが、南から北に越えるのに苦勞しております。高津原から大量の雨水が南から北に流れていますので、その勢いに押されて、東西の雨水が流れにくくなっている可能性があります。

これを解消するために、3つの対策を予定しているところでございます。

1つ目が、西牟田雨水ポンプ場には3台のポンプを設置していますが、4台目のポンプを増設します。また、同時にポンプ場の老朽化も進んでいるため、ストックマネジメント事業に取り組み、ポンプの長寿命化や更新を行い、西牟田雨水ポンプ場の排水能力を高め、さらなる浸水被害の軽減に取り組んでいきたいと思っております。

2つ目の対策としまして、高津原排水区から西牟田排水区に流入する雨水を途中で直接黒川に放流するカット水路の新設を行い、西牟田排水区への流入を軽減したいということで考えております。

3つ目の対策としましては、最後に議員おっしゃられました西牟田雨水ポンプ場のポンプ場増設後、ボトルネックを起こしている箇所を特定しまして、改修を行うということで計画を進めているところでございます。

なお、1つ目のポンプ場の増設と更新につきましては、本年度より平成32年までの3カ年で行うように既に工事を着手しているところでございます。

2つ目のカット水路につきましても、既にことしから工事に着手しており、31年度完成予定で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それぞれの対策を市として考えておられると思いますので、限られた財源の中ではありますが、やはり災害に強いまちづくりというのが今求められていることであると思いますので、これらのハード面での整備等についても着実にやっていただきたいと思います。

この対策について、最後の質問にいたしますけれども、全国の災害を見れば、本当に自然災害の恐ろしさは想像以上だと思います。当市においても、先ほどありましたが、ストックマネジメント計画によって雨水施設を含め、ポンプ場や水路等の整備等が進められていると思いますが、これまでの一般質問でもありましたが、同様に市民の取り組みなどのソフト面での取り組みも必要になってくると思います。こういう豪雨災害の対策の意識向上に向けて、

担当課としてどのような施策が考えておられるのか、また、取り組みを考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをいたします。

災害時には命を守る行動、より安全な場所へ移動、避難が重要となります。市では、さまざまな機関と連携をとりながら、災害対応や避難情報の発信を行っているところでございます。

避難については、市民の方、各個々人で行っていただくわけですが、避難行動に時間がかかる高齢者の方や障害をお持ちの方などの避難行動要支援者につきましては、あらかじめ区長さんや民生委員さんに名簿をお渡しし、早目の声かけ等を行っていただいております。

また、緊急時、いざというときには、隣近所や自主防災組織での助け合い、いわゆる共助が大切であろうというふうに思われます。

市や県では、これまで防災に関する知識の習得等を目的とした区長さんや自主防災組織のリーダーを対象とした研修会などを行ってまいりました。今後は、それを各地区の住民の方に広げていただくことが重要であろうというふうと考えております。

ぜひ各地区の会合等で防災についての話をしていただき、また、市では自主防災組織の活動に対する補助も行っておりますので、それを活用していただき、避難訓練等も行ってもらって、防災意識の向上を図っていただくというふうにしていただければと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁でありましたので、ぜひそのような形で取り組みをしていただきたいと思います。

1つお願いですけれども、今回の豪雨で鹿島市で初めての避難勧告、避難指示が発令をされたように思いますが、やはりその経過、また、鹿島市の対応、鹿島市の行動については、再度検証をされて、そして、今回の豪雨に伴う経過であったり、避難場所の設置状況、避難場所の設備等の問題、運営とか、災害備品等の状況であったり、今、先ほどおっしゃったように自主防災組織の今後の活動状況について、その検証をもとにして、再度鹿島市の防災政策についてまとめていただければと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

もう一点、防災について質問をいたしますが、先ほど杉原議員の質問の中で、ボランティアセンターの話が出ていたと思います。これについては、災害時において災害後、全国各地の例を見れば、市の社会福祉協議会であったりが窓口として担当されておると思います。これらについては、東日本大震災であったり、熊本地震であったり、近年の豪雨災害であった

りとか、災害があつて対策等もそれぞれ取り組まれておりますので、鹿島市も早急に市の社会福祉協議会であつたり、また、区長さん、民生委員さんも含めた形での災害後のボランティアセンター開設の災害対応マニュアルみたいなものを私は早急につくってもらいたいと思いますが、その辺、市としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

有森総務部長。

○総務部長（有森弘茂君）

松田議員の災害発生後のボランティアセンターでは、区長、民生委員の皆さんが大きな役割を果たされるということで、その対策、準備はどうかという御質問についてお答えをしたいと思います。

避難所生活を強いられるような大きな災害時には、ボランティアの方々の力をおかりすることとなると思いますし、また、他地域からの大勢のボランティアの方々が来られると思われれます。

また、ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会が中心となって、先ほども申しましたとおり行うこととなっております。

できるだけ市の職員とかボランティアのほうで避難所運営をしていくような体制を考えておりますが、やはり地区の隅々まで把握されておられる区長さんや地区の役員の方々のお力というものは非常に重要になってくると考えております。

この区長さんたちや民生委員さんたちの位置づけをどこに置いていくのかということにつきましては、先ほど杉原議員にも御答弁申し上げましたとおり、国のガイドラインとかを参考に研究させていただきたいと思いますが、いずれにしても、災害時には地区の役員の皆様のお力は欠かせませんので、可能な限り御協力をお願いしたいと思っております。

また、先ほど総括をということで議員のほうから提案いただきましたが、既にその総括につきましては、できた分と、これからまた検討する分がございますので、それはしっかりやるようにということで指示を受けておりますので、今後、作成をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

これまでの質問でも申し上げましたけれども、こういう災害については、市の皆さんだけで対応できる部分というのは、やはり限られていると思いますので、これからは市民の皆さん方と一緒に災害に強いまちづくりをやっていくという観点で考えれば、先ほどおっしゃったように、区長さんであつたりとか、民生委員さんであつたり、また、地域の方々との連携

をより一層強めていくような取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次の質問をしたいと思います。

これは教育委員会への質問になりますけれども、防災教育の必要性ということで質問をさせていただきたいと思います。

当市においても市民有志が中心となられて鹿島防災サポータークラブが設立されて、さまざまな活動をなされております。その中で8月27日に、これは市長も出席をされておりましたけれども、「かたらい」で研修会をやられました。その中で生涯学習課の担当者より、鹿島市の災害の歴史について説明があり、私自身も自分のまちの災害の歴史を知ることの大切さを改めて感じた次第であります。

市内小学校の高学年の皆さんや中学校において、鹿島市の災害の歴史、また、災害発生時の対応について、そういう防災教育について、今後、特別授業とか、そういう形式でもいいですので、ぜひやっていただきたいと思いますが、教育委員会としてどのような取り組みが考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

議員おっしゃいましたように、8月の終わりに講演会があったということについては存じ上げておまして、そのときの資料を事前に見せていただきました。直接当日会場には行って聞いてはいませんが、資料だけは手に入れておりましたので見せていただきまして、過去の江戸のころからの歴史的な状況から、つい最近の状況までということで、いろんな被害を受けたということについてのお話だったというふうに承知しております。

私自身も、同じ鹿島市民でありながら、やはり知らないことがいっぱいあったなということで反省をしているわけなんですけれども、例えば、私の経験からいきますと、7・8水害ですね、昭和37年に実際起きたわけなんですけど、当時小学生だったということで、直接その状況を見て知っております。それで、そのときの状況につきましては、きちんと記録写真が残っておりまして、鹿島市内、結構な面積で水害を受けたということ、新聞記事等も見ながら、しっかりと覚えております。

その後、昭和51年にも大きな水害が起きたということなんですけれども、実は、その昭和51年のときには、私、長崎県に勤めておまして、現場には居合わせておりませんでした。ただ、被害の状況を聞く、見るという程度で、直接の状況がどんな状況かは聞いておりません。そういうこともございまして、やはり先ほどの講演会のことを含めて、過去に学ぶというのは非常に大事なことだなというふうに思っております。

これは以前からもそういった思いでおまして、実は鹿島市の教育委員会で作っております、こういった「私たちの鹿島市」というのをつくっているわけなんですけれども、これ

が、これまで全部で4回ぐらいの改訂をしております。それで、一番新しい改訂が平成27年なんですけれども、それ以前までは、この過去の大水害等についての記事、写真等がございませんでした。ですから、そのときにちょうど北鹿島の水害があったときの写真を半分の大きさで載せさせていただいております。

それとか、ちょうど中木庭ダムもでき上がったということもありましたし、その後、ハザードマップもできたというようなこともありましたので、そういったハザードマップの、これは非常に見にくいんですけども、簡単な地図とか、先ほど来から話があつておりますポンプがどこにあるかというような簡単な紹介をさせていただいております。

それから、今後、私自身も取り組んでいきたいなと思いますのは、やはり最近の異常気象といましようか、台風、洪水、地すべり等、あちらこちらで起きておりますので、鹿島市内で危ないところはないんだろうかと想定をしなくちゃいけないなというふうに考えておりますので、関係各課とも一緒になって、子供たちにどういったことを教えていくべきかということ、これからじっくりと研究をしていきたいなというふうに思っているところであります。関係の職員、あるいは地区の方に御協力をお願いしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

いろいろなやり方はあると思います。私は、その研修会の中で生涯学習課の担当の方が映像を使いながら説明をしていただいたので、そういう授業を体育館でやられるとか、過去の歴史について学ぶとか、そういうことも考えられるのではないかなと思います。

これについて思うのは、子供さんであっても、やっぱり自分の身は自分で守るという意識を持つということが災害時というのは非常に大事になってくると思いますので、そういう意味でもお願いをしたいと思っております。

過去の歴史を学ぶというのは非常に大切だなと思いましたが、これ多分、広島か岡山だったと思いますけれども、ある地域の災害に遭ったところの自治会長さんが、その地区に石碑があつて、そこに災害の歴史を書いてあつたと、ここでも災害があるというのを、もっと自分も重く受けとめてやっておけば、これだけの災害にならなかったということを非常に悔やまれた映像がテレビであつておりました。ですから、そういう歴史から学ぶということは非常に大事だと思いますので、ぜひ教育委員会でも、こういう災害に対しての教育というのをもう一度やっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

もう一点ですが、学校現場の教職員の先生方ですけれども、こちらのほうで、きのう片瀨議員からも少し質問があつたと思いますが、先生方への防災教育であつたり、また、災害時の指導マニュアル、行動マニュアル等が今現在、鹿島市内の中学校、小学校にあるのか、また、これらについての今後の取り組みなどを教育委員会として考えておられるのか、お伺い

をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

災害に特化したということではありませんけれども、学校で想定される事件でありますとか事故等々の発生に対しまして、教職員が円滑かつ的確な対応に当たるために、全ての小・中学校において危機管理マニュアルというのを作成いたしております。その中で、職員で内容の周知であったり、例えば、地震等が発生した場合とか、火災が発生した場合という形で、各小・中学校において適切な対応ができるような形で年二、三回の訓練も行っているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

教育委員会のほうでも取り組まれる課題、また、やるべきことというのはあると思いますので、もう一度、災害についてという観点から、教育委員会としての今後の取り組みというのを考えていただければと思います。

次の質問ですけれども、有明海再生について質問をさせていただきたいと思います。

先ほど市長のほうからも答弁をいただきましたけれども、非常に解決策が見えない、現場が混乱をしているような状況が続いているように思います。

その中で、諫早干拓問題と、もう一つは佐賀県であったり、県の漁協であったり、有明海の再生事業について、今、国への要望活動をやられていると思いますが、これらについて、市として捉えている情報等について、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

現在の状況ということですが、ことしの7月30日に諫早干拓の潮受け堤防の排水門の開門命令の確定判決を事実上無効とする福岡高裁の判決を受けて、8月3日には佐賀県有明海漁業協同組合と佐賀県知事が農林水産省を訪れ、直接農林水産大臣に対して、佐賀県有明海漁業協同組合からの要望書を提出されたところであります。

有明海の再生のためには、開門調査を含む有明海の環境変化の原因究明が必要という思いを前提に、思いは一日も早い有明海の再生に向けて、国や県、市町、漁業者など、有明海に

かかわる者みんなが一緒になって全力で取り組めるようになることを望んでいるということを要望されております。

これに対し、国、農林水産省は、引き続き有明海再生が重要な政策課題であるとの認識に立ち、国の方針としては、これまでと変わらず開門しないことを前提とした基金による解決を目指す考えを改めて強調したということで記事に載っております。現時点で新聞などの情報によれば、有明海漁業協同組合からはその際、3点、有明海再生事業の継続、小まめな排水の確実な実施とマニュアル化、排水ポンプの増設などを要望されておりますが、これらについても、要望の小まめな排水の確実な実施とマニュアル化については、農林水産省は大量排水と赤潮の因果関係を否定した上で、佐賀県が求める排水量や方法などのルールについては、排水量は天候次第で増減するため、事前にルールを決めると管理が難しくなるとしており、一定の運用改善に努める考えを示されているとのことではありますが、基本的にはなかなか要望を受け入れる状況にはないようにあります。

それと、次に排水ポンプの増設についても、漁協側は別財源での増設を要望されていますが、国は和解を前提とした基金設立により、基金活用をして整備することを提案されている状況であると認識をしており、先ほど市長が申しましたように、解決にさらに混乱をするのではないかという状況にあるのではないかという認識をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

どうしても国の前提が開門をしない前提の中での取り組みという形になっておりますので、なかなかこれもハードルが高いと言わざるを得ないのかなと思います。

再生事業については、小まめな排水であったりとか、また、排水ポンプの増設等について、これまでも要望をしていただいておりますが、前に進んでいないのが現状ではないかなと思います。この分野については、あす、稲富議員のほうからも質問が予定されておりますので、こちらについては詳細な質問は稲富議員にお願いをしたいと思います。

一方、市でも取り組みがやれる、市であったり県の協力を得てという形で漁場改善の取り組みとかが、これまでもやってこられたと思いますが、平成27年度から昨年3年間で海底耕うん等に取り組んでこられました。

また、ハード面の整備においては、漁港の整備であったりとか取り組んでこられましたけれども、今後、市として有明海の再生について取り組まれる、そういう事業内容があればお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

水産業の振興を図るためには、漁場改善、機能を回復させることが喫緊の課題となっております。先ほど議員おっしゃいましたように、そのため有明海の海底耕うん支援事業として、平成27年から29年度の3年間、海底の耕うん事業を行い、海底に酸素を供給し、底質の環境改善を図ることで、漁場の回復、貝類の水産資源の回復を目的に、市内漁業の区画内の海底耕うんを実施したところでございます。この3年間の事業費で、総額では58,000千円の事業費となっております。

このほか、鹿島市が取り組んでいる事業として、水産多面的機能発揮対策事業を平成28年度から32年度の期間、これは国の第2期対策で、有明海の環境、生態系を保全するため、漁船による海面清掃や堆積物の除去、海岸清掃、干潟の泥や生物量調査のモニタリングなどの活動の支援に取り組んでいるところでございます。

この中で、30年度からはサルボウガイの資源回復対策事業として、サルボウガイの資源を回復し、有明海の環境の資源回復、赤潮の抑制を目指すこととしております。

そのほか、漁場環境の改善の関連事業としては、クルマエビの放流事業を有明海沿岸4県合同により実施をしており、30年度からは佐賀県種苗放流推進事業としてガザミの放流も実施をしているところでございます。

それから、海岸への漂着物などの地域対策推進事業として、市内の4漁港へ豪雨などによって漂着する物を除去する事業、それから、漁港施設などの整備事業としては、漁業施設改修事業として、これも継続中ではありますが、市内4漁港の栈橋、道路、防波堤などの改修事業、それから、水産基盤ストックマネジメント事業として漁港施設の効果的維持更新を図るための事業などにこれまでも取り組んでおりますし、今後も計画的に取り組んでまいります予定でございます。

今後も軸足を地元の漁業者に寄り添う、そして、有明海の再生を行うという立ち位置をとって、有明海再生事業、漁場環境の改善に取り組み、鹿島の漁業者の皆さんの水産業の振興が図られる事業を国や県、漁協の関係機関、漁業者の皆さんと連携をとりながら、変わらず取り組んでいきたいと考えております。

ことし6月にアゲマキの漁が22年ぶりに再開をし、水揚げがあったことはうれしいニュースになったところであり、いろんな漁場の改善事業の組み合わせにより、有明海の再生の兆しがニュースとして報告されることを大いに期待するところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

事業として、以前、鹿島市の要望を受けて佐賀県が取り組まれた事業があったように思いますが、8月に改定された、佐賀県が作成をしました有明海再生に関する佐賀県計画において、漁場内の潮の流れの改善、有機物の分解、促進を図るために、河川のしゅんせつなどが盛り込まれております。これはよくお聞きをするんですけども、やはり筑後川、六角川に比べると、どうしても塩田川、鹿島川というのは、大きな河川ではないので水量も少ないというお話も聞きます。

これらも含めて、この事業等について、市として今後取り組む考え等があるのか、また、以前取り組まれた事業のその後の現状確認とかを担当課としてやられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

これまで佐賀県は鹿島市、白石町、漁協からの要望を受け、海底地形の測量や潮流調査を実施し、みお筋の作濤、水の流れるところのしゅんせつなんですけれども、これを赤潮の解消に効果的であるという判断から、平成25年度に塩田川河口沖のみお筋の作濤を県営漁場環境保全創造事業により実施をされております。これ、事業内容としては作濤工、しゅんせつ工事により3,850メートル、堆積物16万8,000立米を除去したもので、総事業費は345,000千円となっております。

以上を参考に、鹿島川においても漁協や漁業者と連携をしながら、その必要性や事業実施の費用対効果から見て、検討しなければならないと考えております。なかなか市の単独事業では難しいと判断をしておりますので、関係者からの要望をいただきながら、県での事業実施を要望するなど、対応を考えていきたいと思っております。

その25年度に実施をいたしました塩田川河口沖、これは鹿島市も当然関係をするわけなんですけれども、ここを放置しておくとも再度濁りが堆積してしまうという状況になりますので、これについては、来年度、31年度の実施計画で堆積の進行をおくらせるために、作業の効率性、効果を検討した結果、グラブ船というものによるしゅんせつ作業が適していると考えられるので、これを31年度から毎年実施をするように、今、実施計画で検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

私とその漁業に携わっていないので、聞いたりする分だけの質問になっている面がある

と思いますが、できるだけ漁業者の方とか漁協の方のお話を聞きながら、このような事業に取り組んでいただければと思います。答弁にもありましたように、市だけでは無理な面もあると思いますので、県との連携も含めながら対応に努めていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、近年、漁場のほうでカモ被害が現場の問題になっていると思いますが、これまでも漁協や猟友会の皆さん方と協力をし合いながら対策を講じてこられたと思いますが、今後また、新たなノリの時期を迎えますので、担当課としてどのように取り組まれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

カモ被害については、これまでも漁協と連携して、その対策に取り組んできたところであります。昨年度までは漁協に対し、船の使用料などを実績に応じて既決の予算の中で対応してまいりました。今年度から市の取り組み事業として位置づけるために、鹿島市ノリ養殖カモ被害対策事業費補助金交付要綱を制定いたしました。鹿島市地区内のノリ漁場において、相次ぐカモによる食害や羽毛の混入を防ぐ目的で、カモによるノリへの被害を防止するための対策を行うための補助金を交付することといたしました。

これについては、当初予算で予算化することにしておりましたが、今年度が骨格予算でありましたので、6月補正で1,000千円を計上させていただいたところでございます。具体的には、補助金を漁協の鹿島市支所に交付をし、これまでと同じように猟友会の協力をいただきながら、威嚇射撃による追い払いなどを実施する事業に対して交付するものでございます。

今年度は、既に申請をいただいております、秋芽網の時期、11月中旬から12月中旬、それから、冷凍網の時期の12月下旬から1月中旬、それぞれ2週間程度を3事業所で行う予定としております。

今回の補助金要綱については、カモ被害の対策を市も協力することを明確にしたものであり、当事者である漁業者の皆さんや漁協が取り組みやすいよう、制度の整備を行ったところでございます。今後もこれを活用していただき、カモ被害への対策を協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

有明海再生については、農林水産課で取り組まれる事業であったり、また、鹿島市におい

ては、近年、ラムサール等の取り組みで非常に有明海の再生について取り組まれていると思います。こういう連携をし合いながら、市としてできる分の最大限の施策としてやっていただきたいと思いますが、その辺の連携を常日ごろからお願いしたいと思いますが、土井部長、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

まず、庁内の連携ですけれども、有明海再生については、先ほど市が取り組んでいるもののほかに、現在、七浦の海浜スポーツ公園に鹿島市干潟交流館を建設中であります。今議会においては、設置条例について慎重に御審議をいただいているところであります。この干潟交流館も有明海特有の生態系や干潟と触れ合う場を提供する施設でもあります。完成後は、干潟体験や環境教室などの事業を計画しており、このことは庁内のラムサール条約推進室と商工観光課のほうで連携をしながら、よりよい施設の運営を図りたいと思っているところであります。このことによって、水産業の関係者だけではなくて、訪れる広く一般の方に有明海を身近に体験していただき、漁場環境も含めた自然環境の大切さや有明海の再生についても考えていただける機会になることを期待しているところでございます。

それから、他市町や県との連携については、これまでも鹿島市や太良町、白石町、佐賀市、小城市、神埼市の4市2町と佐賀県で構成する有明海再生に関する佐賀県関係者連絡会で協議をしながら、国に対し諫早湾の開門調査を行い、環境悪化の原因究明と改善策を示してほしいと要望してきたところであります。今後もこの連絡会を活用しながら、鹿島市の立場を説明し、連携を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

以上で5番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明後日4日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時26分 散会